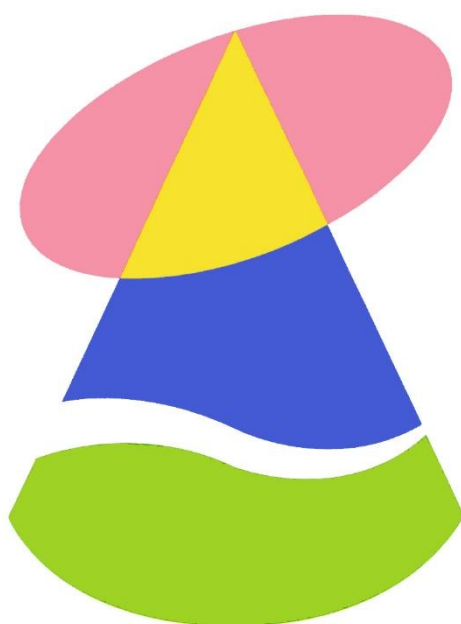


# 第2期

## 和木町公共施設等総合管理計画

公共施設マネジメントの推進にむけて



山口県 和木町

令和8年3月



# 目 次

第1章 公共施設等総合管理計画の目的	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
第2章 町の概要	
1. 町勢の概要	4
2. 人口の動向と将来予測	5
3. 財政状況	6
第3章 公共施設等の現状と将来の見通し	
1. 対象施設の分類と現状	8
2. 更新費用推計	14
第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針	
1. 公共施設等における現状と課題の整理	24
2. 基本方針	25
3. 実施方針	26
4. 推進体制	34
第5章 施設類型ごとの基本方針	
1. 町民文化系施設	35
2. 社会教育系施設	38
3. スポーツ・レクリエーション系施設	40
4. 学校教育系施設	42
5. 子育て支援施設	45
6. 保健・福祉施設	47
7. 行政系施設	49
8. 町営住宅	51
9. 公園	56
10. 供給処理施設	58
11. その他施設	60
12. 土木系公共施設	62
13. 企業会計施設(簡易水道施設)	63
14. 企業会計施設(下水道施設)	65
15. 一部事務組合	67
巻末資料	68



# 第1章 公共施設等総合管理計画の目的

## 1. 計画策定の背景

我が国においては、高度経済成長期における人口増加及び社会変化により、公共施設やインフラ施設(以下、「公共施設等」という。)の整備が進められてきました。しかし、当時建設された公共施設等の多くが、およそ60年とされる耐用年数を超過しており、今後修繕や大規模改修、建替えが必要となります。一方、先進国の中でも最悪の水準にあるといわれる国債残高も、年間約34兆円のペースで増加しており、我が国の財政は危機的状況にあります。それに加え、当面の間、高齢者の増加等による社会保障費の増加、また、生産年齢(15歳～64歳)人口の減少に伴う税収の減少等が続くと考えられており、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予想されています。

地方公共団体においても、人口の減少、少子高齢化の進行、さらには高度な情報化社会の到来等、社会や経済情勢が大きく急速に変化する中で、多様化する社会的ニーズ及び町民ニーズに対応できる行政サービスの提供及び財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

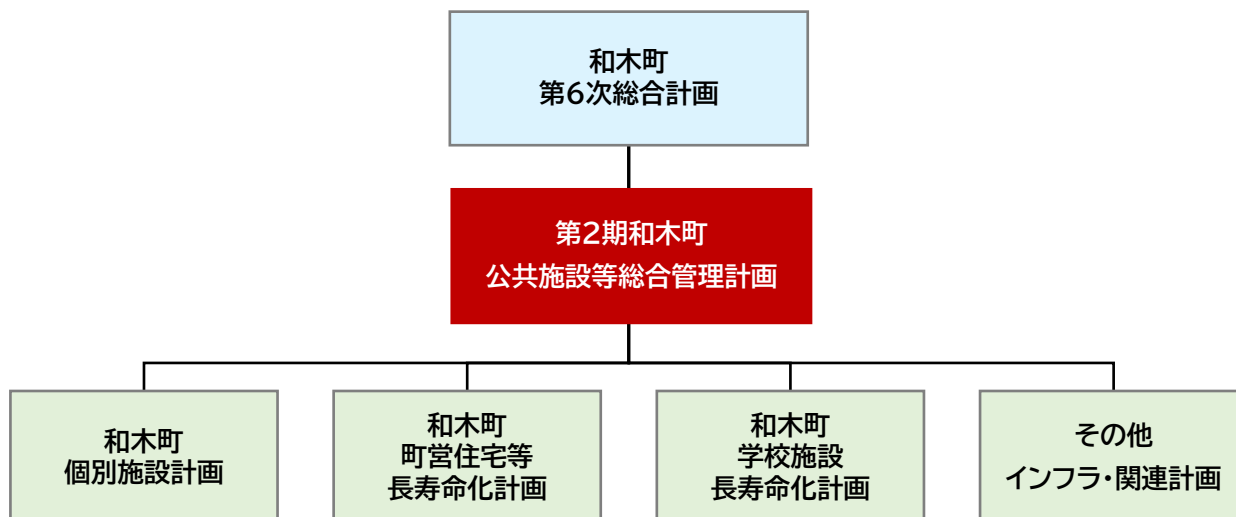
このような状況下において、国は「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25(2013)年11月に『インフラ長寿命化基本計画』を策定しました。本町においても国の動きにあわせ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、『和木町公共施設等総合管理計画』(以下、「第1期計画」という。)を平成27(2015)年度に策定しました。また、施設毎の実行計画を策定することが求められていたことから、具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した『和木町個別施設計画』(以下、「個別施設計画」という。)を令和2(2020)年度に策定し、中間見直しとして、令和7(2025)年度に改訂版を策定しました。改訂後の個別施設計画や長寿命化計画等の内容をはじめ、これまでの取組み状況を踏まえ、この度、『第2期和木町公共施設等総合管理計画』(以下、「本計画」という。)を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である『和木町第6次総合計画』の下位に位置し、各政策分野の中で公共施設等に関連する取組みに対して、分野横断的な指針を提示するものです。また、『和木町営住宅等長寿命化計画』、『和木町学校施設等長寿命化計画』、『和木町個別施設計画』、『和木町橋梁長寿命化修繕計画』等の個別の公共施設等に関連する計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を図ります。

また、本町が目指す将来の都市像である「緑の風薫る文化のまち和木町」を踏まえ、公共施設等の整備を図ることが重要となります。

図表1-1:計画の位置づけ

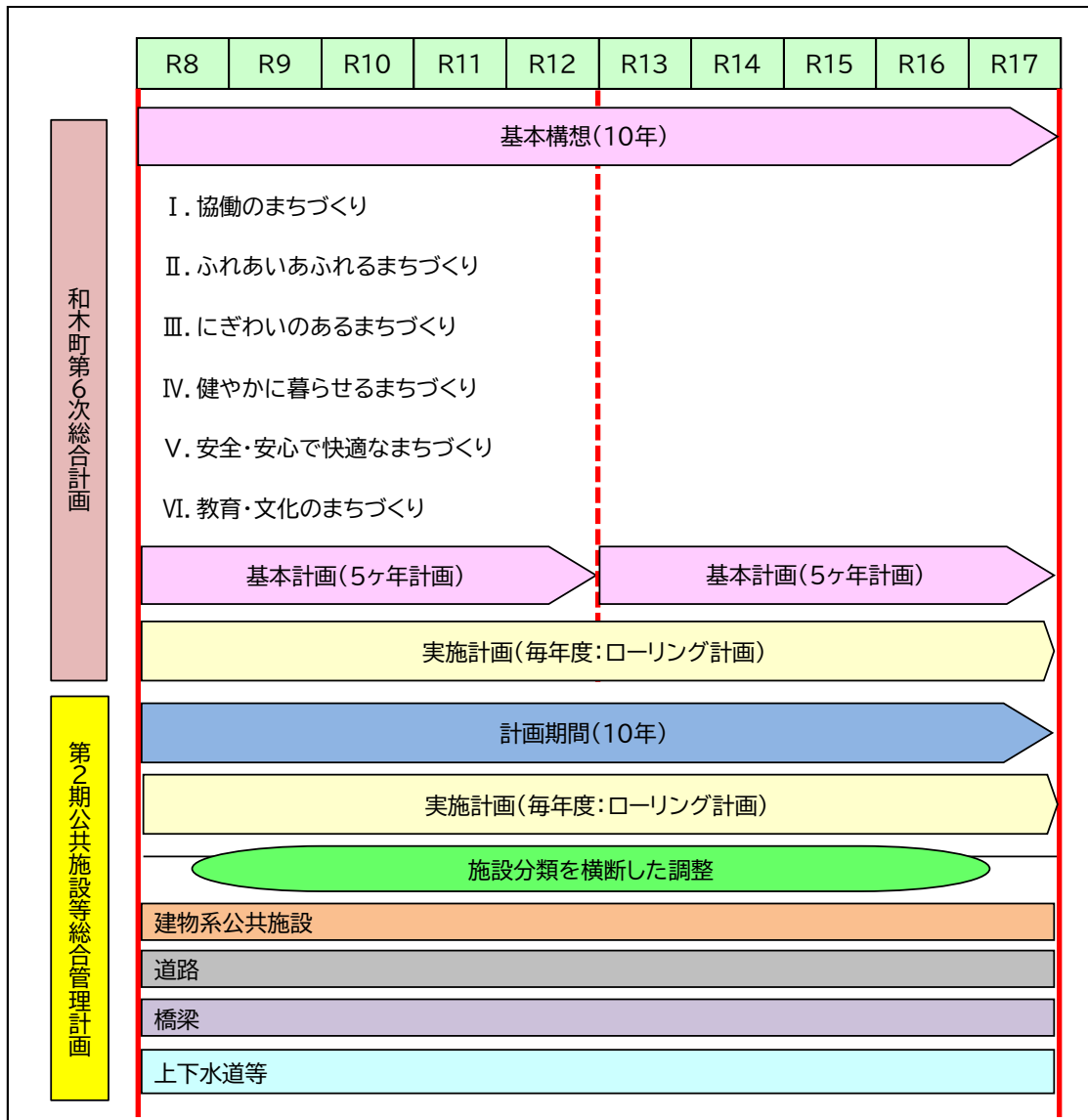


### 3. 計画期間

計画期間は、『和木町第6次総合計画』との整合性を図る必要があることから、総合計画の基本構想、基本計画を踏まえ、「10年間」とします。計画事業については、社会情勢の変化や財政事情等を勘案しながら適宜検討を加えて策定してきます。

本計画のローリング<sup>1</sup>については、社会情勢やニーズ等の変化、関連する計画の修正等により、本計画の内容に見直しが必要となった場合は、適宜柔軟に見直しを行います。

図表1-2:計画期間(イメージ)



<sup>1</sup> 施策・事業について、現実と計画の乖離を埋めるために、転がすように見直しや修正等を定期的に行うこと。

## 第2章 町の概要

### 1. 町勢の概要

#### (1) 位置・地勢

本町は、山口県の最東端に位置し、広島県と小瀬川を挟んで隣接しています。町域は岩国市と接し、北は広島県大竹市、東は瀬戸内海に面しています。行政区域面積は10.58km<sup>2</sup>となっています。

地勢は、南側に緑豊かな山々を擁し、北側を小瀬川に接した低い地域で東西に開け、小瀬川河口部の堆積地の上にできた町です。気候は、瀬戸内海気候であり、気温は四季を通して温度差が少なく、年間平均気温は15～16℃です。

図表2-1:本町の位置



#### (2) 沿革・歴史

本町の沿革・歴史は、江戸時代には岩国藩の配下にあり、明治の廃藩置県の際には、小瀬・和木・関ヶ浜・瀬田の4村を統治して小瀬川村となり、明治32(1899)年に小瀬村と分離して和木村が誕生しました。そして、昭和48(1973)年に現在の和木町となりました。

※ 和木町ホームページ 町のプロフィールより一部抜粋

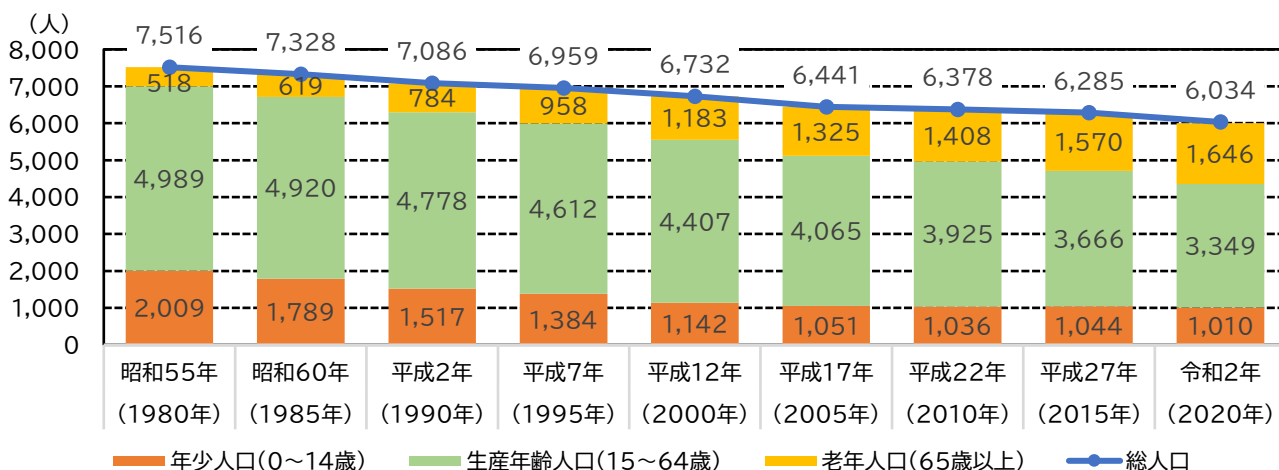
## 2. 人口の動向と将来予測

### (1) 人口の動向と将来予測

昭和55(1980)年の国勢調査で7,516人だった本町の人口は、令和2(2020)年の国勢調査では6,034人と、40年間で約20%減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)が行っている将来の人口推計によると、令和42(2060)年までの80年間で約40%減少するという推計結果が出ています(令和42(2060)年推計:4,494人)。

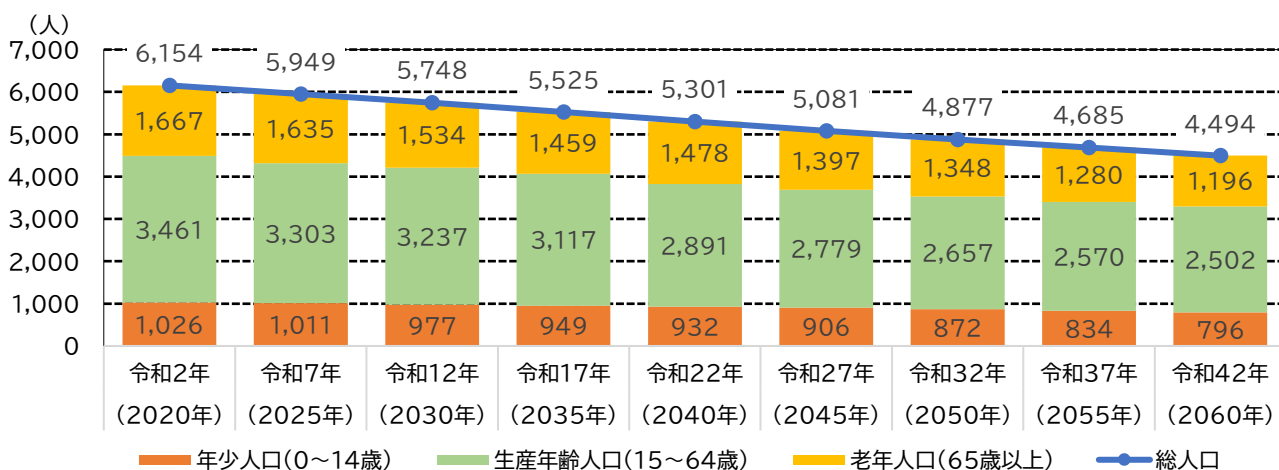
次に年齢区分別でみると、昭和55(1980)年から令和2(2020)年までの40年間で14歳以下の人口が半数近く減少しています。一方で、65歳以上の人口は増加を続け、同じ40年間で65歳以上の人口が約3倍以上に増加しています。

図表2-2:人口の動向



第2期和木町まち・ひと・しごと創生総合戦略(R7.3 改定)より

図表2-3:人口の将来推計

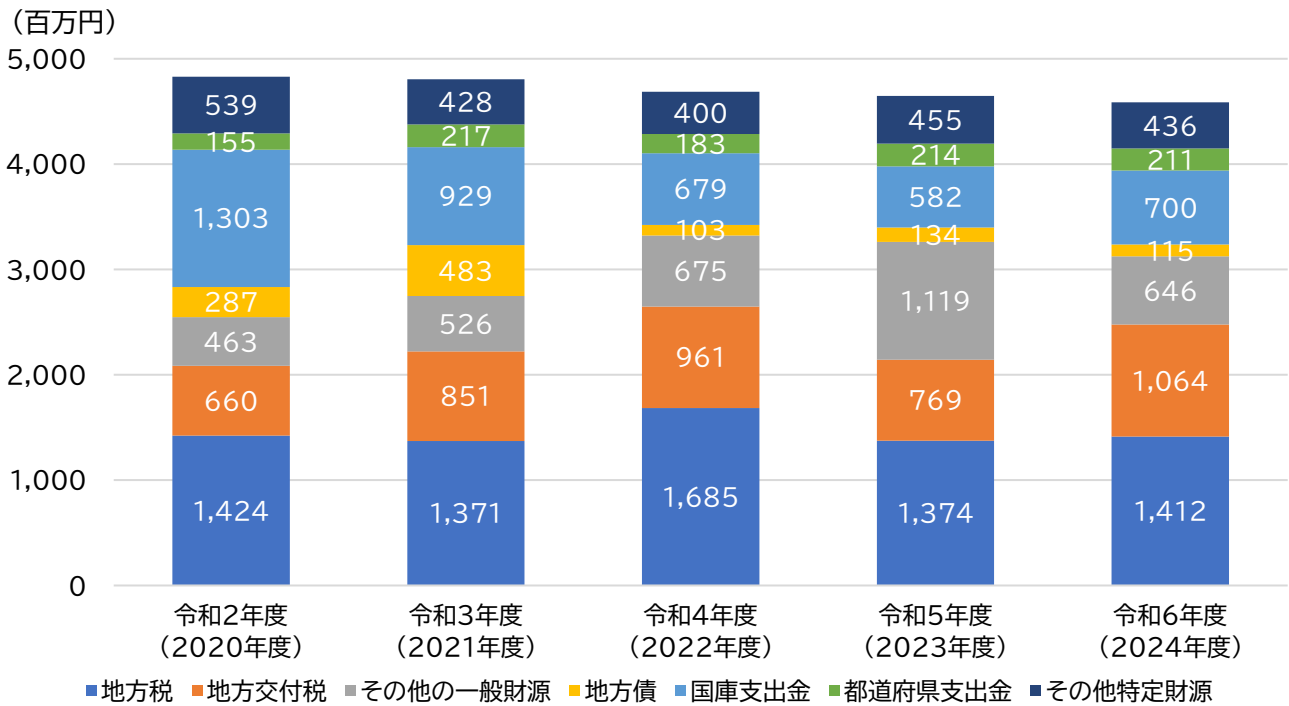


第2期和木町まち・ひと・しごと創生総合戦略(R7.3 改定)より

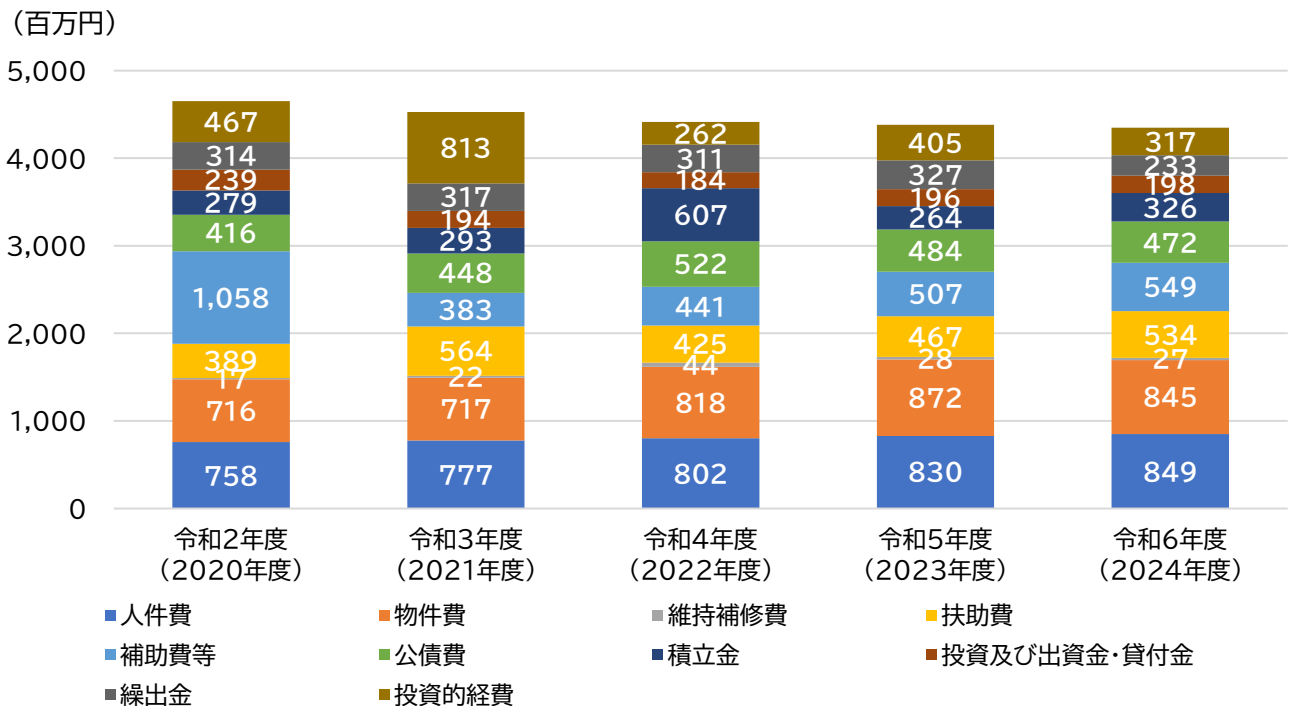
### 3. 財政状況

本町の決算規模は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの平均で、約47億円になります。令和3(2021)年度において、歳入では地方債が大きく増加し、同時に歳出では投資的経費が同様に増加しています。これは、緑ヶ丘団地第3棟の建設等によるものです。

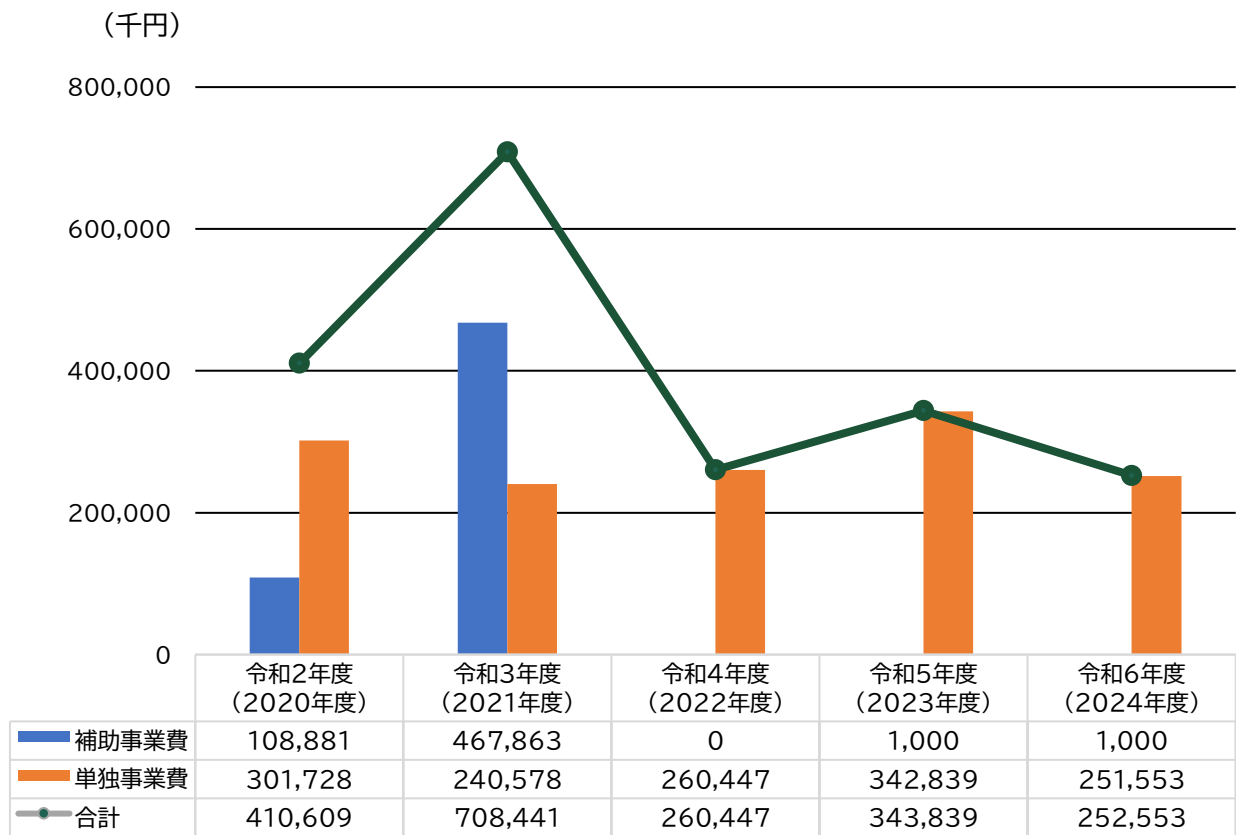
図表2-4:歳入額の推移



図表2-5:歳出額の推移



図表2-6:投資的経費の推移



## 第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

### 1. 対象施設の分類と現状

本町が保有している全施設(行政財産)を対象とし、下記の区分表に従って分類しました。

建物系公共施設(ハコモノ)、土木系公共施設(インフラ)、企業会計施設の3つの類型に区分し、建物系公共施設は、さらに機能別に町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、町営住宅、公園、供給処理施設、その他施設の13に分類し整理します。また、土木系公共施設は、道路、橋梁の2分類、企業会計施設は、簡易水道施設、下水道施設の2分類に整理します。

#### (1) 建物系公共施設の現状

図表3-1:対象施設の分類

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系 公共施設	町民文化系施設	集会施設	集会所
		文化施設	文化会館、和木駅交流プラザ
	社会教育系施設	博物館等	和木美術館
		その他社会施設	総合コミュニティセンター、公民館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	和木町体育センター
	産業系施設	産業系施設	該当なし
	学校教育系施設	小中学校	和木小学校、和木中学校
		その他教育施設	給食センター
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	和木こども園
		幼児・児童施設	放課後児童クラブ
	保健・福祉施設	その他保健福祉施設	総合福祉会館、福祉農園等
	医療施設	医療施設	該当なし
	行政系施設	庁舎等	町役場庁舎等
		消防施設	消防車庫、消防団機材庫
	町営住宅	町営住宅	町営住宅
	公園	公園	蜂ヶ峯総合公園、八幡山公園
供給処理施設	供給処理施設	クリーンセンター、リサイクルセンター	
その他施設	その他施設	斎場、和木幼稚園等	

類型区分	大分類	中分類	主な施設
土木系 公共施設	道路	町道	1級町道、2級町道等
		林道	林道
	橋梁	橋梁	PC橋、RC橋、鋼橋等
企業会計 施設	簡易水道施設	簡易水道施設	浄水場、管渠等
	下水道施設	下水道施設	ポンプ場、管渠等

また、建物系公共施設の分類ごとの延床面積等の現状は、以下のとおりです。

図表3-2:対象施設の分類(建物系公共施設)

類型区分	大分類	中分類	棟数(棟)	延床面積(m <sup>2</sup> )
建物系 公共施設	町民文化系施設	集会施設	22	2,035.40
		文化施設	3	3,457.49
	社会教育系施設	博物館等	1	386.32
		その他社会施設	13	4,350.08
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2	1,715.02
	学校教育系施設	小中学校	11	16,253.28
		その他教育施設	2	391.80
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1	3,495.39
		幼児・児童施設	1	304.66
	保健・福祉施設	その他保健福祉施設	6	748.03
	行政系施設	庁舎等	3	3,175.09
		消防施設	5	536.83
	町営住宅	町営住宅	76	19,161.76
	公園	公園	22	1,474.87
	供給処理施設	供給処理施設	5	469.09
	その他施設	その他施設	17	2,214.13
合 計			190	60,169.24

※令和7(2025)年12月31日時点

(2) 土木系公共施設の現状

本町が保有している土木系公共施設は、以下のとおりです。

図表3-3: 対象施設の分類(土木系公共施設)

類型区分	大分類	中分類	小分類	実延長(m)	道路部面積(m <sup>2</sup> )
土木系 公共施設	道路	町道	1級町道	9,537.00	81,623.00
			2級町道	5,559.00	42,207.00
			その他の町道	36,470.00	126,614.00
			歩道等	8,955.00	22,074.00
		林地	林地	4,334.00	15,644.20
	橋梁	橋梁	PC橋(4橋)	146.70	2,752.42
			RC橋(21橋)	94.70	467.72
			鋼橋(3橋)	29.84	87.55
			BOXカルバート橋(2橋)	6.70	84.04
			木橋(1橋)	3.60	2.52
			石橋(1橋)	2.70	8.91

※ 道路: 令和7(2025)年3月31日時点  
 ※ 橋梁: 令和5(2023)年3月31日時点  
 ※ 林地: 令和7(2025)年3月31日時点

(3) 企業会計施設の現状

本町が保有している企業会計施設は、以下のとおりです。

図表3-4: 対象施設の分類(企業会計施設)

類型区分	大分類	中分類	小分類	総量
企業会計 施設	簡易水道施設	簡易水道施設(施設)	施設(7棟)	320.90 m <sup>2</sup>
			導水管	740.00m
		簡易水道施設(管渠)	送水管	2,600.00m
			配水管	13,830.00m
	下水道施設	下水道施設(施設)	施設(7棟)	1,187.87 m <sup>2</sup>
			汚水管	22,000.00m
		下水道施設(管渠)	雨水管	15,000.00m
			合流管	15,000.00m

※令和7(2025)年3月31日時点

## (4) 建物系公共施設の保有量の推移

本町が保有している建物系公共施設について、令和3(2021)年度の第1期計画の改訂版策定時と令和7(2025)年度の本計画(第2期)策定時において、施設の棟数及び延床面積の比較を行いました。地方公会計制度に基づく固定資産台帳の整備・更新により、施設の延床面積について、正確な数値の把握が可能となりました。比較すると、合計で93.98㎡減少しています。これは、緑ヶ丘団地第3棟の建設等があった一方で、和木保育所や町営住宅(旭ヶ丘、関ヶ浜、緑ヶ丘)の解体を実施したことが要因となっています。

図表3-5:建物系公共施設の推移

連番	大分類	中分類	令和3年度 改訂版管理計画		令和7年度 第2期管理計画	
			棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)
1	町民文化系施設	集会施設	23	2,119.90	22	2,035.40
2		文化施設	3	3,457.49	3	3,457.49
3	社会教育系施設	博物館等	1	386.32	1	386.32
4		その他社会施設	13	4,350.08	13	4,350.08
5	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2	1,715.02	2	1,715.02
6	学校教育系施設	小中学校	14	16,296.80	11	16,253.28
7		その他教育施設	2	391.80	2	391.80
8	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1	3,495.39	1	3,495.39
9		幼児・児童施設	1	304.66	1	304.66
10	保健・福祉施設	その他保健福祉施設	6	748.03	6	748.03
11	行政系施設	庁舎等	3	3,175.09	3	3,175.09
12		消防施設	6	551.62	5	536.83
13	町営住宅	町営住宅	83	18,581.04	76	19,161.76
14	公園	公園	22	1,436.22	22	1,474.87
15	供給処理施設	供給処理施設	5	469.09	5	469.09
16	その他施設	その他施設	20	2,784.67	17	2,214.13
合 計			205	60,263.22	190	60,169.24

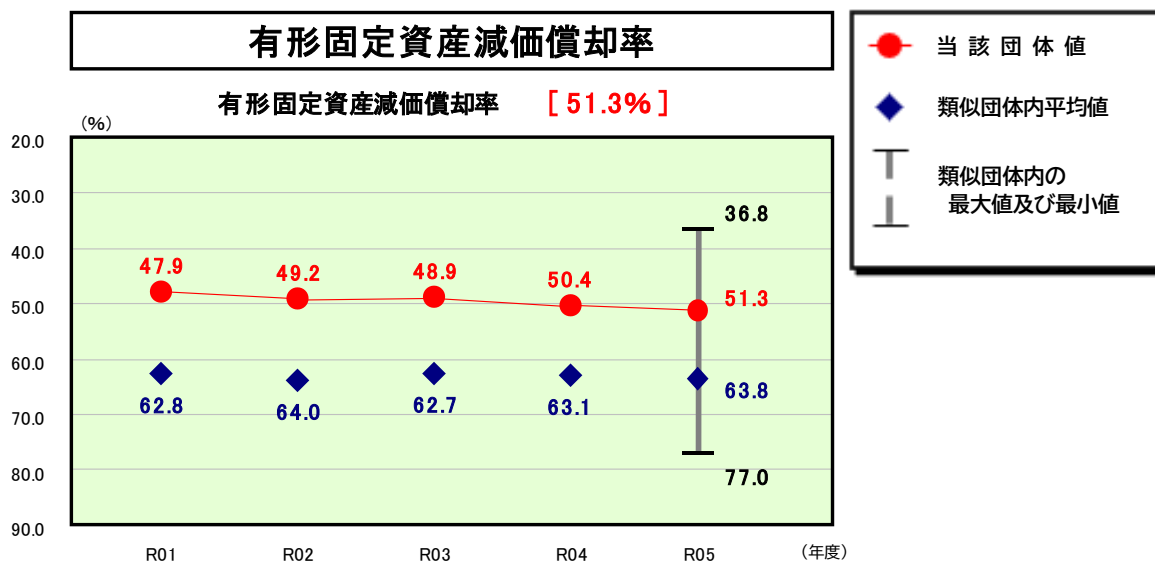
※令和7(2025)年12月31日時点

(5)有形固定資産減価償却率の推移

本町の令和元(2019)年度から令和5(2023)年度における有形固定資産減価償却率は、令和4(2022)年度以降、50%を上回っている状況となっています。

近年、事業規模の大きな施設(小中学校、こども園、町営住宅、公民館分館等)を建設したことから、類似団体内平均よりも当該比率は低くなっていると考えられます。令和3(2021)年度の緑ヶ丘団地第3棟完成により、大型事業は概ね完了したため、しばらくは低い数値で推移すると考えられますが、今後は、長寿命化等を意識した改修や、給食センターの建替え等を視野に計画的に対応します。

図表3-6:有形固定資産減価償却率の推移



※令和5(2023)年度 財政状況資料集

(6)過去に行った対策の実績

第1期計画の改訂策定(令和3(2021)年3月)以降に、公共施設マネジメントとして実施した対策は、以下のとおりです。なお、道路や橋梁に係る改良工事、上下水道に係る設備や管渠等の修繕については、規模の大小はありますが毎年度実施しています。

図表3-7:対策の実績

■主な改修等事業

施設(建物)名称	内容	対策実施年度
和木中学校体育館	照明器具取替工事	令和3年度 (2021年度)
和木町役場庁舎	庁舎屋上防水改修工事	令和3年度 (2021年度)
坂根団地(第2棟)	屋上防水改修工事	令和4年度 (2022年度)
総合コミュニティセンター	外壁改修工事	令和5年度 (2023年度)
和木中学校体育館	外壁改修工事	令和5年度 (2023年度)
緑ヶ丘団地(第1棟)	外構整備工事	令和6年度 (2024年度)
和木中学校校舎	外壁改修工事	令和6年度 (2024年度)
文化会館	空調設備改修工事	令和7年度 (2025年度)

■主な除却事業

施設(建物)名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	対策実施年度
旭ヶ丘団地(No.2~No.3、No.5~No.6)	138.60	令和5年度 (2023年度)
関ヶ浜団地	171.20	令和5年度 (2023年度)
緑ヶ丘団地(No.1~No.20)	853.60	令和5年度 (2023年度)
和木保育所	586.70	令和7年度 (2025年度)

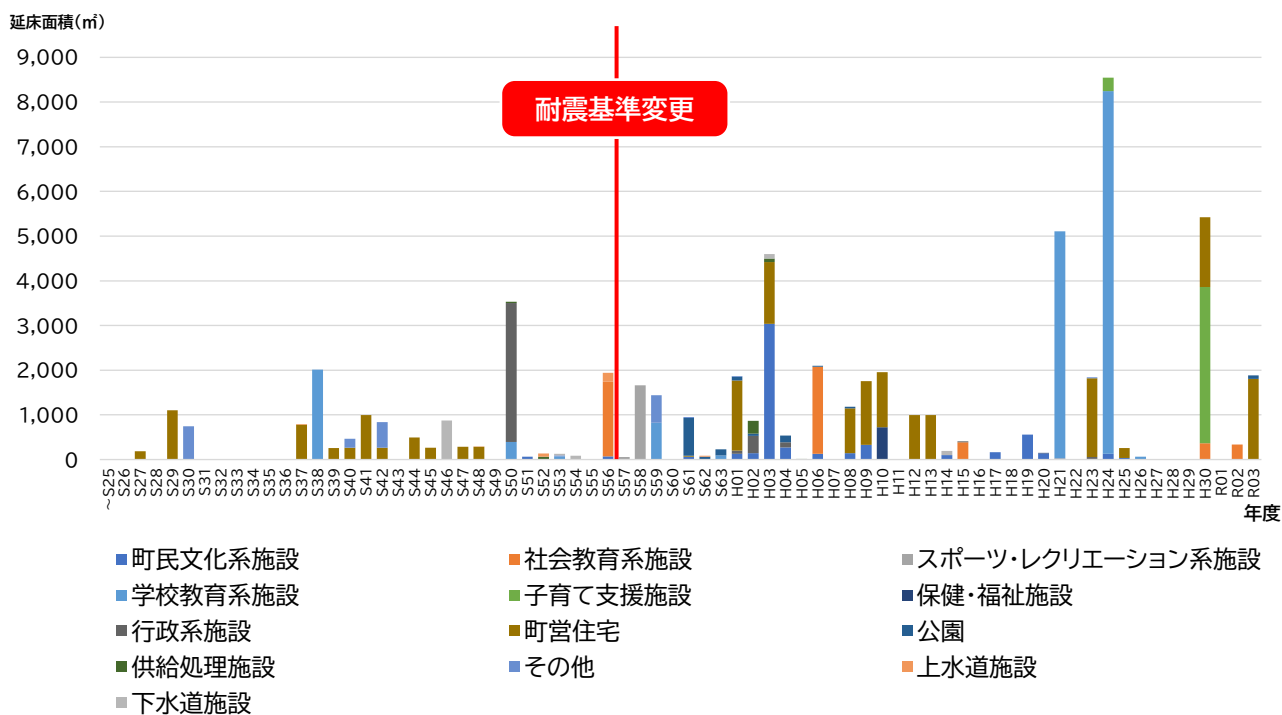
## 2. 更新費用推計

### (1) 築年別整備状況

近年の整備状況をみると、平成24(2012)年度の和木小学校(学校教育系施設)、平成30(2018)年度の和木こども園(子育て支援施設)の整備が目立っています。また、昭和56(1981)年の新耐震基準以前に建築された施設は、全体の約25%を占めています。なお、建築後30年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念されます。

図表3-8:築年別整備状況

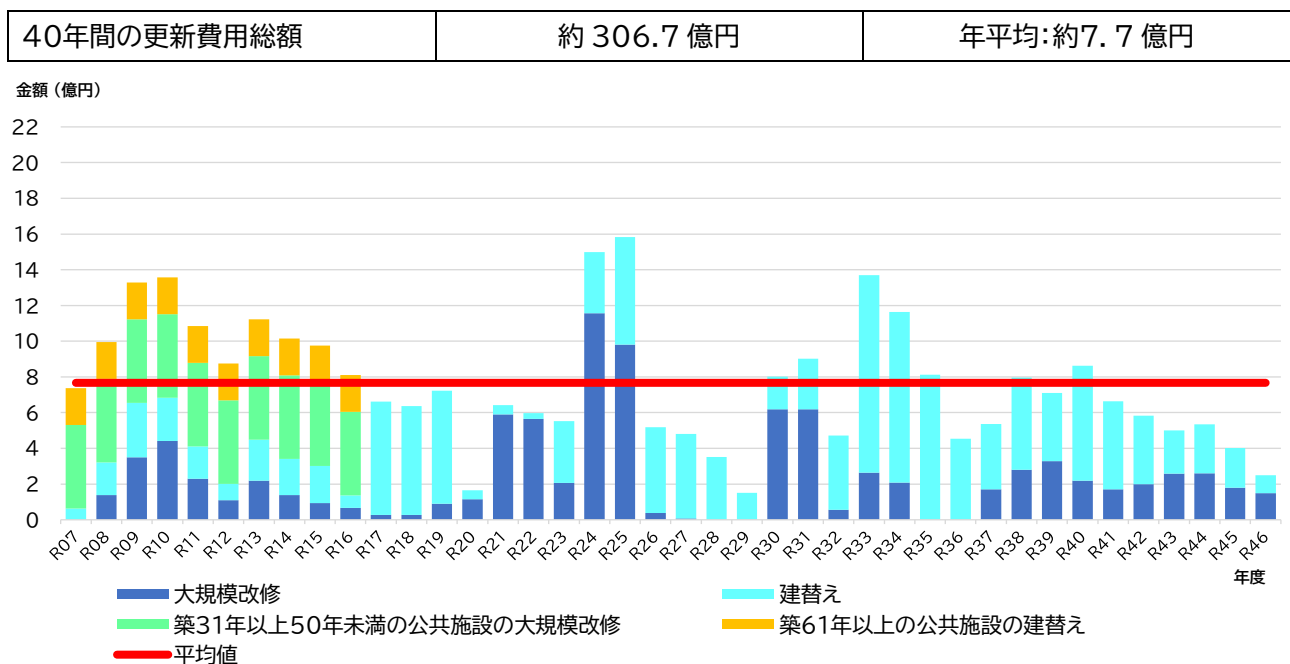
旧耐震基準(昭和56年以前)	15,480.74 m <sup>2</sup>	25.1%
新耐震基準(昭和57年以降)	46,215.35 m <sup>2</sup>	74.9%
合計	61,696.09 m <sup>2</sup>	100.0%



(2) 建物系公共施設の更新費用推計

今後、耐用年数を迎え更新を必要とする建物系公共施設が増えていきます。しかし、厳しい財政状況の中では、将来の更新費用の財源確保は非常に困難です。そのため、今後は中長期的な見通しのもと、計画的な老朽化対策及び更新が必要になります。

図表3-9:建物系公共施設の単純更新費用推計



本町が所有する建物系公共施設(上水道及び下水道施設の建物:浄水場、ポンプ場等を含む。)について、全て大規模改修を実施し、現状規模のまま建替えを行った場合、今後40年間で306.7億円の投資的経費を要し、40年間で平均すると、毎年7.7億円かかる試算となりました。これは、直近5年の建物系公共施設に対する投資的経費の平均額3.5億円の約2.2倍となります。

今後の本町の施設の更新費用について、投資的経費の平均額を上回る費用が見込まれるため、人口動向や住民ニーズ等の変化に伴う需要の変化を鑑みながら、施設の新規整備や維持管理、更新等の方針等について、検討を行う必要があります。

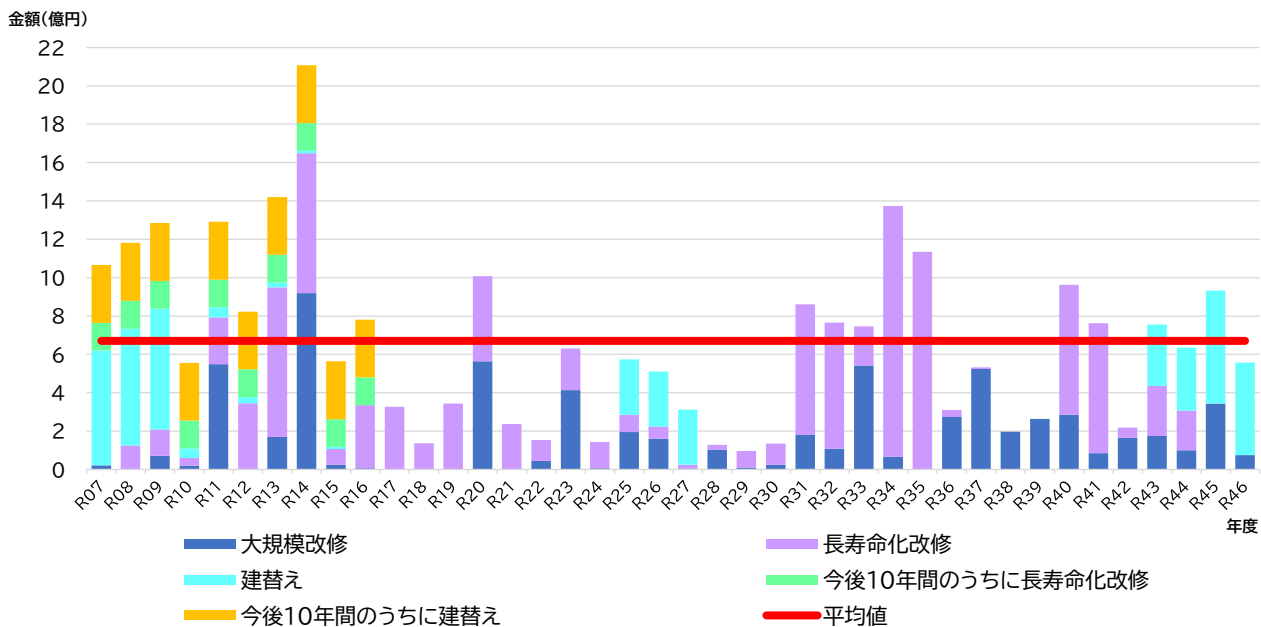
なお、施設管理課(者)については、劣化状況等の確認のため、定期的な日常点検を実施します。重要な保守・点検・整備については、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かします。

(3) 建物系公共施設の長寿命化を実施した場合の更新費用推計

次に本町が所有する建物系公共施設(上水道及び下水道施設の建物:浄水場、ポンプ場等を含む。)について、仮に全ての施設に対して長寿命化工事を実施した場合、今後40年間で268.2億円の投資的経費を要し、40年間で平均すると、毎年6.7億円かかる試算となりました。これは、直近5年の建物系公共施設に対する投資的経費の平均額3.5億円の約1.9倍となります。

図表3-10:建物系公共施設の長寿命化更新費用推計

40年間の更新費用総額	約 268.2 億円	年平均:約 6.7 億円
-------------	------------	--------------



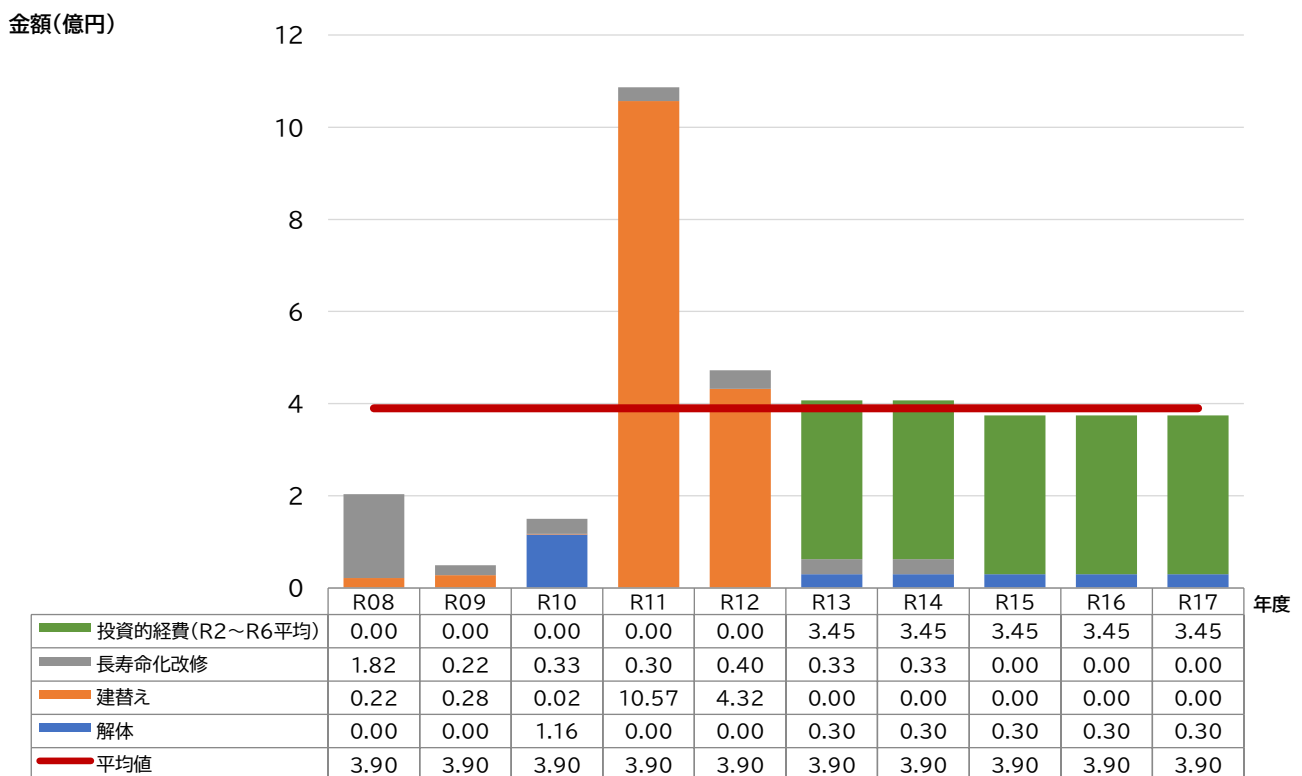
(4) 建物系公共施設の個別施設計画における実施計画を反映した対策費用推計

本町が令和2(2020)年度に策定、令和7(2025)年度に中間見直しを実施した個別施設計画において、所有する公共施設に対して、それぞれ今後のあり方について、方針を設定し、今後の実施計画を定めました。以下のグラフについては、令和8(2026)年度から同12(2030)年度までは、個別施設計画における実施計画、令和13(2031)年度から同17(2036)年度までは、現在実施予定の工事(平均額)及び令和2(2020)年度から同6(2024)年度の建物系公共施設に支出された投資的経費の平均値を合算したものとなっています。

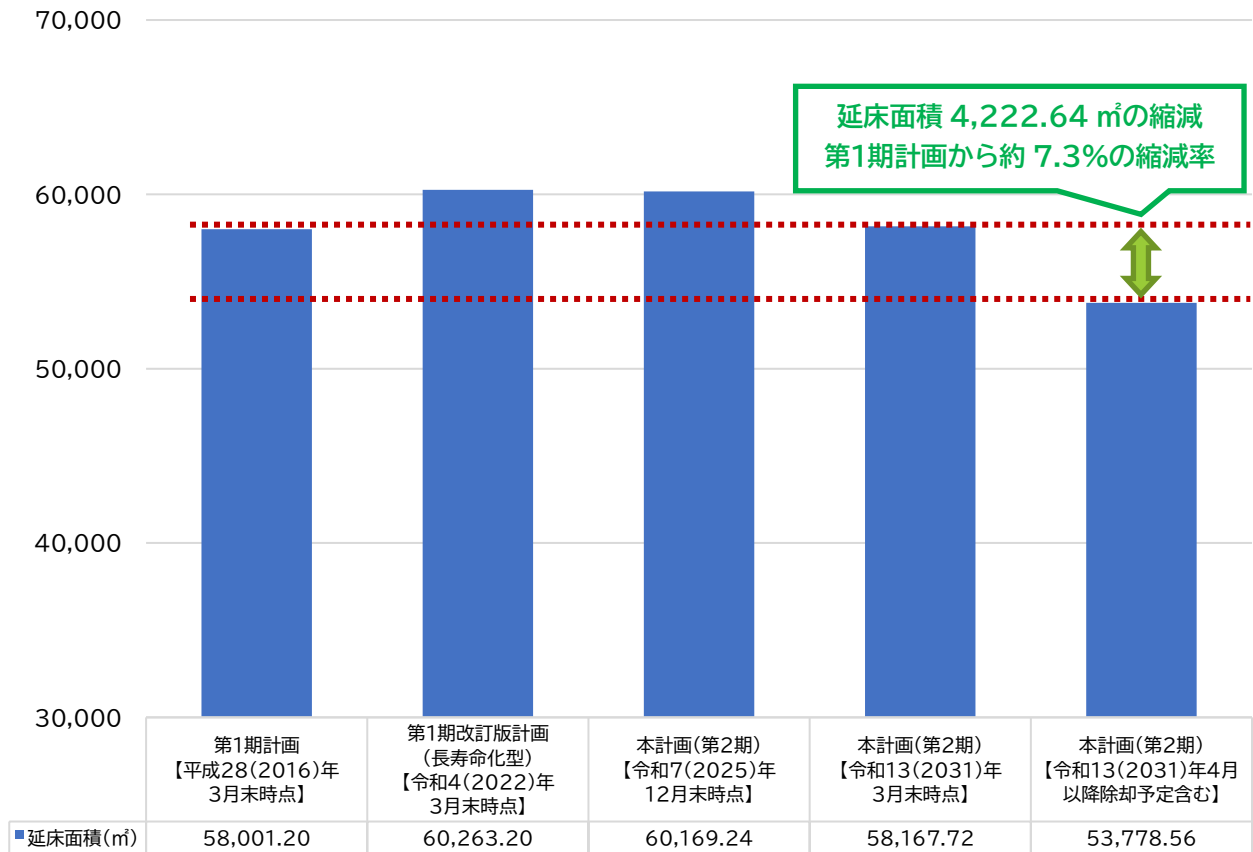
なお、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度は、新しい学校給食センターを関ヶ浜地区に整備する費用を含んでいます。

図表3-11:建物系公共施設の個別施設計画における実施計画を反映した対策費用推計

10年間の更新費用総額	約 39.0 億円	年平均:約3.9 億円
-------------	-----------	-------------



図表3-12:建物系公共施設の計画別延床面積の推移



- ※ 本計画(第2期)【令和13(2031)年3月末時点】は、個別施設計画(令和8(2026)年3月改訂)より、令和12(2030)年度までに解体を予定しているものを除き、新しい学校給食センターの新設分を加味しています。
- ※ 本計画(第2期)【令和13(2031)年4月以降除却予定含む】は、解体時期は定まっていますが、個別施設計画において今後の維持管理方針が「解体」、及び、現学校給食センターを除いたものです。

(5)土木系公共施設(道路)の更新費用推計

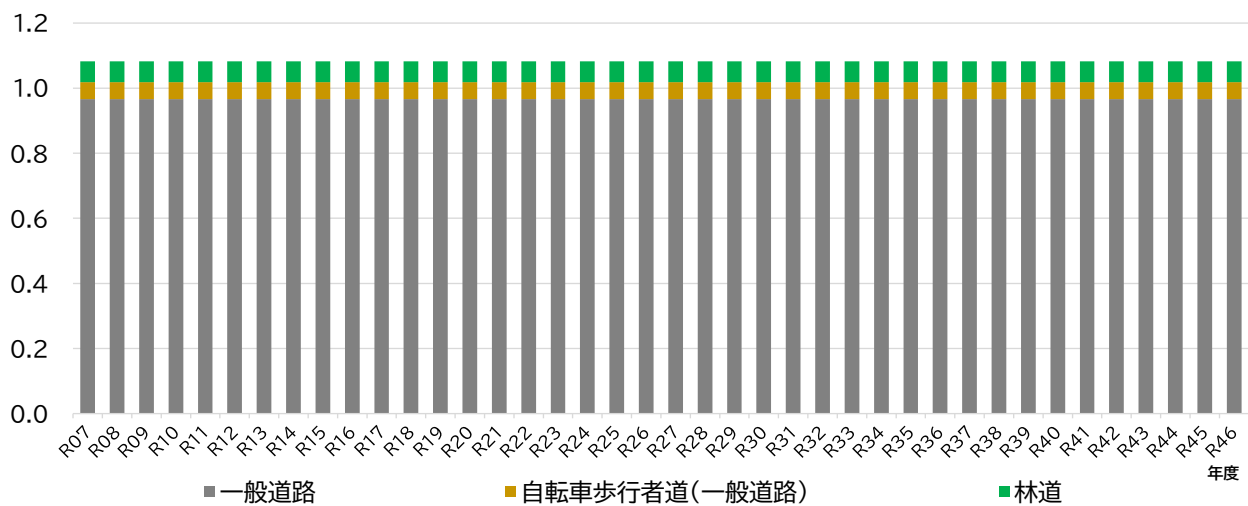
本町が所有する道路について、町道の面積は250,444.00㎡、林道の面積は15,644.20㎡となっています。

これら全てを現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間の更新費用総額は、43.3億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年1.1億円かかる試算となります。直近5年の道路に対する投資的経費の平均額0.5億円の約2.2倍となります。

図表3-13:道路の更新費用推計

40年間の更新費用総額	約43.3億円	年平均:約1.1億円
-------------	---------	------------

金額(億円)



図表3-14:道路の総量

類型区分	大分類	中分類	小分類	道路部 実延長(m)	道路部 面積(㎡)	歩道等 延長(m)	歩道等 面積(㎡)
土木系 公共施設	道路	町道 (一般道路)	1級町道	9,537.00	81,623.00	3,665.00	9,485.00
			2級町道	5,559.00	42,207.00	2,839.00	7,541.00
			その他の 町道	36,470.00	126,614.00	2,451.00	5,049.00
		林道	林道	4,334.00	15,644.20	—	—

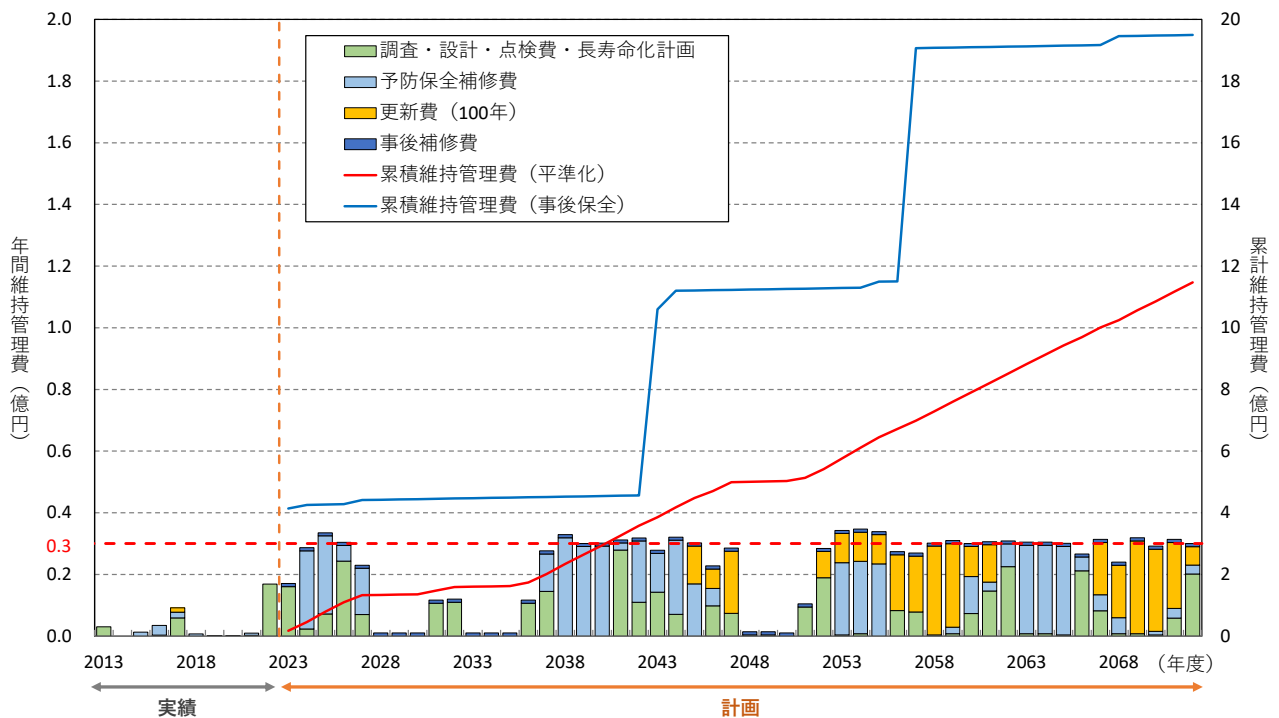
※令和7(2025)年3月31日時点

(6) 土木系公共施設(橋梁)の更新費用推計

本町は、『和木町橋梁長寿命化修繕計画』において、令和5(2023)年度より、今後50年間の事業費予測を、事後保全型管理手法で行った場合と、予防保全型管理手法で行った場合を比較しています。

従来型の管理に比べて、予防保全型管理手法を導入することにより、今後50年間で従来型の約19.5億円から、予防保全型管理手法では約11.5億円となり、4割にあたる約8.0億円のコスト削減効果が期待できます。

図表3-15: 橋梁の更新費用推計



※ 和木町橋梁長寿命化修繕計画(令和5(2023)年3月)より

図表3-16: 橋梁の総量

類型区分	大分類	中分類	小分類	実延長(m)	道路部面積(m <sup>2</sup> )
土木系 公共施設	橋梁	橋梁	PC 橋	146.70	2,752.42
			RC 橋	94.70	467.72
			鋼橋	29.84	87.55
			BOX カルバート橋	6.70	84.04
			木橋	3.60	2.52
			石橋	2.70	8.91
			合計	284.24	3,403.15

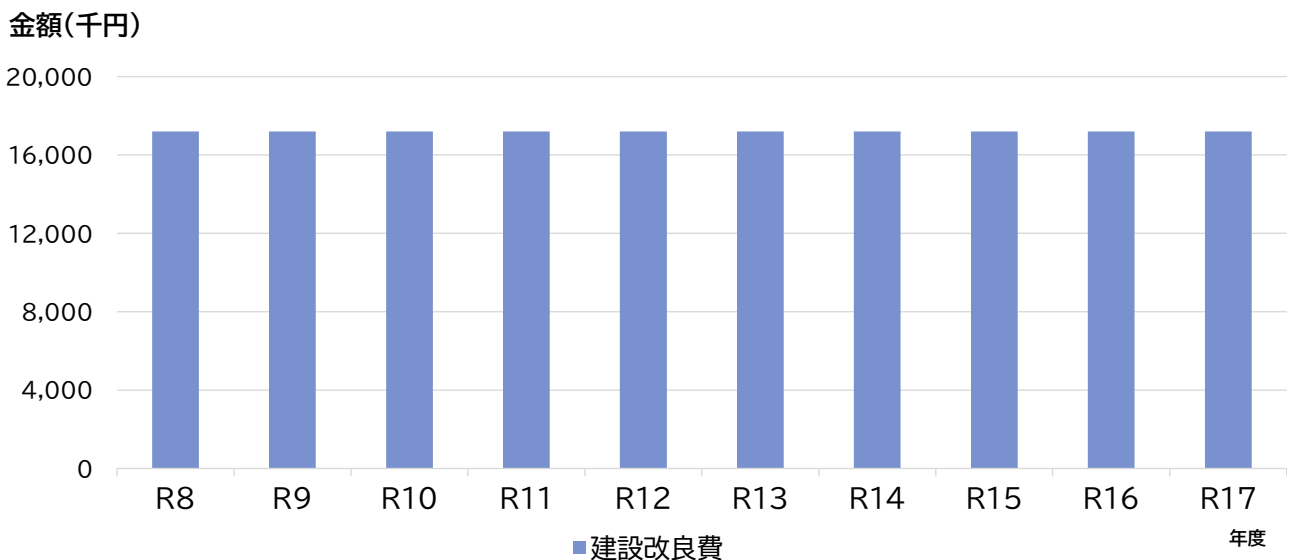
※令和5(2023)年3月31日時点

(7) 企業会計施設(簡易水道施設)の更新費用推計

図表3-17は、和木町簡易水道事業経営戦略(令和8(2026)年3月)で示した、投資・財政計画(収支計画)の内、建設改良費の推計値を示します。本計画期間内における建設改良費推計の合計額は、1.7億円かかる試算となっています。(年平均約17,000千円)

施設の老朽化対策のため、予定されている工事に対しては地方債を借り入れることを視野に入れ、施設更新については可能な限り補助事業の活用を検討し負担の軽減に努めます。

図表3-17:簡易水道施設の更新費用推計



図表3-18:簡易水道施設の総量

類型区分	大分類	中分類	小分類	総量
企業会計施設	簡易水道施設	簡易水道施設(施設)	施設	320.90 m <sup>2</sup>
		簡易水道施設(管渠)	導水管	740.00m
			送水管	2,600.00m
			配水管	13,830.00m
			合計(管渠)	17,170.00m

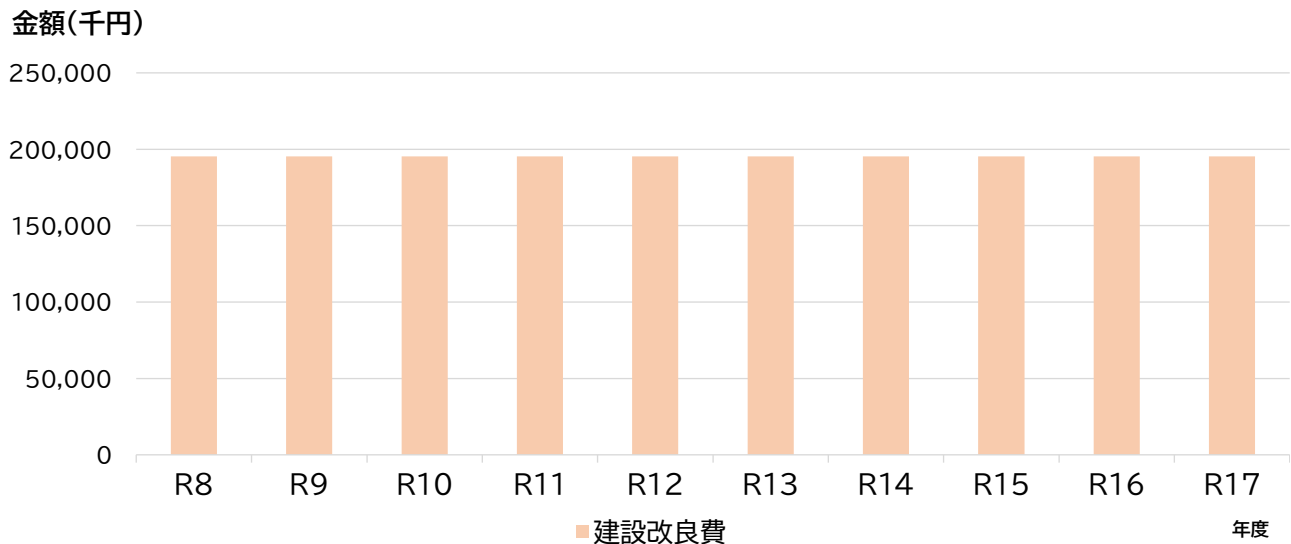
※令和7(2025)年3月31日時点

(8) 企業会計施設(下水道施設)の更新費用推計

図表3-19は、和木町下水道事業経営戦略(令和8(2026)年3月)で示した、投資・財政計画(収支計画)の内、建設改良費の推計値を示します。本計画期間内における建設改良費推計の合計額は、19.5億円かかる試算となっています。(年平均約2.0億円)

年平均2.0億円は、直近5ヵ年(令和2(2020)~同6(2024)年度)の建設改良費における平均額の約2.8倍となることから、施設更新については可能な限り補助事業の活用を検討し負担の軽減に努めます。

図表3-19:下水道施設の更新費用推計



図表3-20:下水道施設の総量

類型区分	大分類	中分類	小分類	総量
企業会計施設	下水道施設	下水道施設(施設)	施設	1,187.87 m <sup>2</sup>
		下水道施設(管渠)	污水管	22,000.00m
			雨水管	15,000.00m
			合流管	15,000.00m
			合計(管渠)	52,000.00m

※令和7(2025)年3月31日時点

(9) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

本町の公共施設等の中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みについては、策定済みの各種個別施設計画の実施計画等を基に、図表3-21のように見込みをたてました。今後10年間に長寿命化対策等を実現した場合は、約53.9億円(年平均約5.4億円)となり、耐用年数経過時に単純更新した場合と比べて約88.2億円の経費削減が見込まれる試算です。

なお、長寿命化とは、劣化や不具合が生じてから措置を行う「事後保全」だけではなく、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全」を行い、建築物の使用年数を延長させることを目指すものです。

財源の見込みに関しては、下表の現在要している経費(過去5カ年の投資実績(決算統計令和2(2020)~同6(2024)年度)の平均額:維持補修費、投資的経費及び建設改良費)を上限に考えます。なお、地方債や、有利な交付金及び補助金等も活用すると同時に、更新が集中する時期に備え、必要に応じて、公共施設整備に関する基金を積み立てるものとします。

図表3-21:今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

【令和8年度から10年間】

(百万円)

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通 会計	建築物(a)	189	372	1,804	2,366	9,659	-7,293	343
	インフラ施設 (b)	97	784	0	881	1,412	-531	82
	計(a+b)	286	1,156	1,804	3,247	11,071	-7,825	425
公営企業 会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設 (d)	22	0	2,125	2,148	3,147	-1,000	93
	計(c+d)	22	0	2,125	2,148	3,147	-1,000	93
建築物計(a+c)		189	372	1,804	2,366	9,659	-7,293	343
インフラ施設計(b+d)		119	784	2,125	3,029	4,560	-1,531	175
合計(a+b+c+d)		308	1,156	3,930	5,394	14,218	-8,824	518

## 第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

### 1. 公共施設等における現状と課題の整理

#### (1) ニーズの変化

- 少子化の進展等により、町全体の人口が減少に転じています。
- 今後、公共施設等の数量は、人口に比較して過剰な状況が続くことが予想されるため、数量を適正に保つための施策が必要となります。

#### (2) 施設の老朽化

- 町営住宅の建物は、昭和20年代から昭和40年代に建設されたものもあり、施設の多くが、建設から40年以上が経過しています。これらの施設は老朽化や機能の陳腐化が発生しています。
- 平成の時代に入ってから建設された施設は、令和11(2029)年頃から建設後40年を経過していきます。大規模改修の時期に差し掛かることから、施設の点検や診断といった劣化状況を把握する体制を整えることが重要になります。

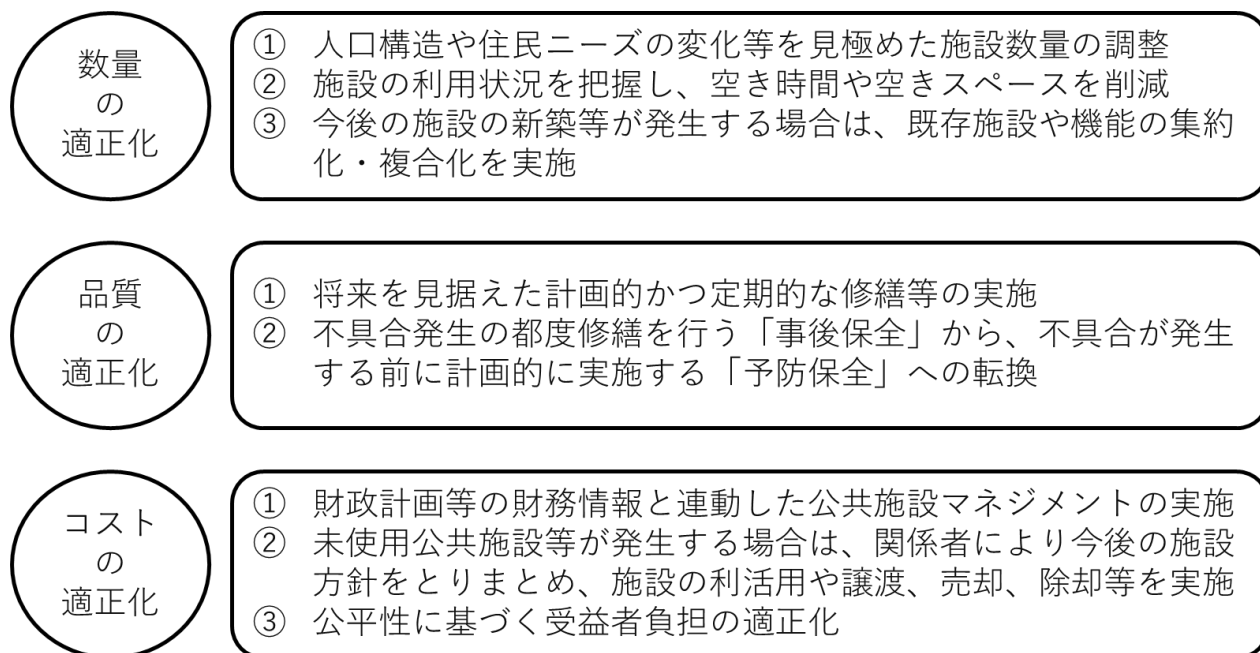
#### (3) 財源の不足

- 生産年齢人口の減少が続いており、経済情勢の先行きは依然として不透明であることから、町税の増収を見込むことは難しい状況にあります。
- 高齢化に伴う扶助費の増加が予想されるため、公共施設等の維持管理や更新に係る費用に対し、財源不足が予想されます。
- 今後40年間に改修や更新が必要な施設があり、改修・更新コストの増加が見込まれるため、計画的かつ適切な予算配分と財源の確保を行う必要があります。

## 2. 基本方針

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。そのため、社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズ等を的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

図表4-1:基本方針



### 3. 実施方針

#### (1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かします。

- 建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使うために重要な保守・点検・整備については、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かします。
- 計画の見直し等に合わせて、およそ5年の周期で定期的に調査点検を行い、不具合・危険箇所の早期発見に努め、予防保全につなげます。
- 調査票、調査要領については、学校施設の長寿命化計画策定に係る手引きを参考にし、各施設担当職員により調査を実施します。
- 点検・診断結果については、庁内で一元管理を行い、老朽化対策等に活用できるようにします。

#### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、トータルコストの縮減・平準化を目指します。

- 施設の維持管理については、指定管理者制度の導入等の民間ノウハウを活用し、効率化やサービスの向上を図ります。
- 修繕については、計画的な予防保全型維持管理を行うことで、トータルコストの圧縮を図ります。大規模改修等の実施については、緊急性・重要性等を踏まえ、実施時期の調整を行うことにより、年度間の財政負担平準化を図ります。
- 更新する場合は、全体のコンパクト化や効率化の観点から、統合や複合化について検討します。
- 維持管理・修繕・更新等の履歴については、庁内で一元管理を行い、老朽化対策等に活用できるようにします。

### (3) 安全確保の実施方針

利用者の安全を確保し、資産や情報の保全の観点から、「耐用性」と「安全性」とに大きく分類し、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ俊敏に復旧を行います。

- 「耐用性」とは、施設の耐用年数や構造、部材等の劣化状況のことであり、「安全性」とは、施設の防火性能や水質検査等による施設を安全安心に利用できることに対する要件のことです。
- 点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、立入禁止等の安全措置を実施し、利用者の安全確保を図ります。
- 継続利用が可能な公共施設等については、緊急性・重要性を勘案し、必要な改修工事等を実施します。
- 利活用する見込みのない施設については、除却・売却を検討します。

### (4) 耐震化の実施方針

耐震改修と耐震補強の状況及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じて明確にします。

- 本町では、一部の既存建築物について耐震診断を行っています。
- 防災拠点となるような公共施設等については、すでに耐震化は完了していますが、その他の施設についても耐震化を推進します。
- 和木町耐震改修促進計画(平成27(2015)年9月)において、重点的に耐震化に着手すべき建築物等の設定がなされており、町有施設においては以下のとおりです。

◇災害対策本部組織が設置される施設(本庁舎)

◇医療救護活動施設(保健相談センター)

◇応急対策活動施設(体育センター、体育館等)

◇避難収容施設(学校等)

◇社会福祉施設等(総合福祉会館等)

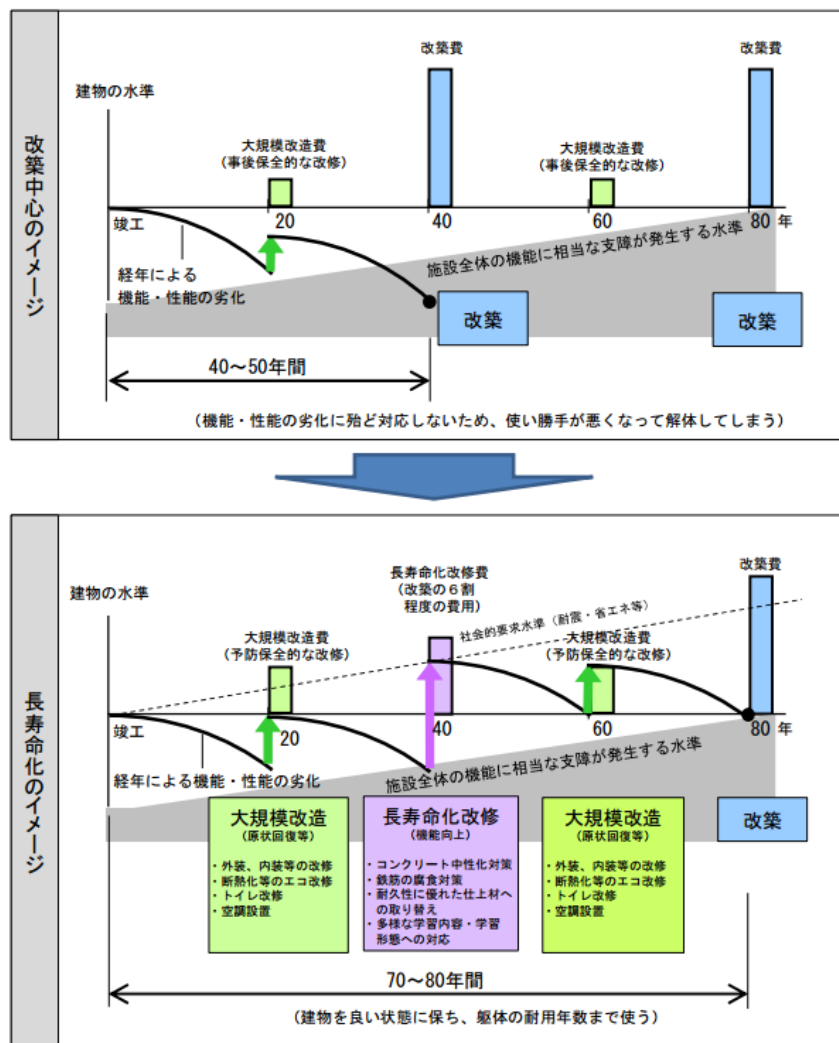
◇不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関係施設等(社会教育施設、上下水道施設等)

(5)長寿命化の実施方針

本町の公共施設等では、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば、長寿命化改修工事を行って80年まで長期使用し、ライフサイクルコストを削減します。

- 建築物は、躯体の健全性が確保されてはじめて長期に使用することが可能となります。躯体の健全性を測る指標としては、コンクリート中性化深さ、鉄筋の腐食度、コンクリート圧縮強度等があります。今後は、耐用年数を目安に詳細診断(躯体の健全性調査)を実施し、結果が良好であれば長期に使用することとし、目標耐用年数を次のように設定します。
- 鉄筋コンクリート造と鉄骨造については、躯体の建築物を標準で60年間使用することとし、躯体の健全性調査結果が良好な場合には、80年以上使用します。

図表4-2:長寿命化のイメージ(目標耐用年数 80年)

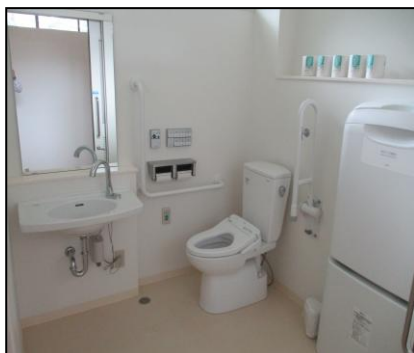


## (6)ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが使いやすい公共施設等の整備を推進します。

- 『ユニバーサルデザイン2020行動計画』(平成29(2017)年2月20日決定・令和2(2020)年12月20日一部改正、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)及び山口県の『山口県ユニバーサルデザイン行動指針』(平成15(2003)年3月)における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

図表4-3:ユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備の例(公民館関ヶ浜分館)



多機能トイレの設置



フラットな出入口

## (7)脱炭素社会に向けた取組み

脱炭素社会に向けた取組みに努めます。

- 令和6(2024)年3月策定の「和木町公共施設地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に則り、省エネルギー、省資源及び廃棄物の発生抑制の更なる推進の他、ゼロカーボン社会の実現を見据えて本計画を着実に実行すると共に、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方を示すグリーンインフラ等、世界基準の開発目標を意識した取組みを推進します。
- 公共施設等のLED照明の導入や、太陽光発電の最大限の導入、建築物における省エネルギー対策の徹底等、具体的な取組みを進めます。
- SDGsの理念を踏まえ、町民、事業者、団体等の多様な連携を図りながら、経済、社会、環境の三側面をつなぐ統合的取組み等、本計画における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等の取組みを通じて、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

## (8) 統合や廃止の推進方針

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止(用途廃止、施設廃止)を必要とする施設を見出します。公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が伴うことが予想されます。それを最小限にするために、種々の施策について住民合意の可能性を検討していく必要があります。

- 公共施設等の統合や廃止の決定・実施については、老朽化や利用状況等の調査のほか、人口動態・人口年齢構成等を検証し、将来を見据えた適正な配置と効率的な管理を検討します。
- 現状での維持が不相当と認められる公共施設等では、統合や除却といった検証を進める一方、余剰となった施設や敷地について、売却の可能性を検討します。
- 新規施設の建設や施設の更新について検討する場合は、まず既存施設(民間施設も含む)の有効利用について検討し、将来的な維持管理コストの試算を踏まえて判断します。

## (9) 地方公会計(固定資産台帳等)の活用

適切な管理と、継続した更新に努めます。

- 本町では、公会計にて整備した固定資産台帳と連携した公共施設マネジメントシステムを運用しています。
- 統一的な基準による財務書類を作成する上で必要な固定資産台帳を毎年度適切に更新していくとともに、点検・診断や詳細な維持管理・更新等の履歴等、公共施設マネジメントに資する情報を必要に応じて追加する等、保有する公共施設等に関する情報の管理を効率的に行い、効果的・効率的な対策の検討に活用します。
- 実施計画及び各年度の工事実績については、公共施設マネジメントシステムにおいて管理し、翌年度以降の展開に向けて適宜、見直しを行うことで、計画の確実な推進を図ります。

## (10) 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

民間への売却や借地縮減のための活用等、効率的な運用によって売払収入の増加や借地料の縮減を図り、健全な財政運営を実施します。

- 遊休資産や公共施設等は町民共有の資産であり、維持管理や運営にかかる経費を町民全員が負担していることから、町民のための資産であることを再認識するとともに、「行政経営」の視点を取り入れ、資産の運用を行います。
- 余剰施設が生じた場合には、土地や建物の民間事業者等への売却による財源確保に努めるとともに利用見込みの無い施設(建物)については、計画的に解体・撤去(除却)を行う等、遊休資産の適切な処分及び除却を行います。

## (11) 市区町村域を越えた広域的な検討

公共施設等の広域連携を実施します。

- 公共施設等の利用及び維持管理等について、本町単独で実施できるものもあれば、隣接する自治体との共同での利用を実施する場合も考えられます。特に、今後さらに進行することが予測されている人口減少・少子高齢化によって、公共施設等の広域利用が拡充されることも考えられます。公共施設等の今後のあり方については、本町の町域だけで検討するのではなく、近隣の自治体とも情報共有を行い、建設や相互利用、災害時の避難対応等について、広域的な連携を検討します。

## (12) 関連計画との連携について

和木町第6次総合計画等と連携し、公共施設等の適切な管理に努めます。

- 本計画は、本町の最上位計画である『和木町第6次総合計画』の下位に位置し、各政策分野の中で公共施設等に関連する取組みに対して、分野横断的な指針を提示するものです。
- 国の「インフラ長寿命化基本計画」策定後の各地方公共団体の動きに合わせ、本町においても、施設毎の実行計画として、具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した個別施設計画・長寿命化計画を策定し、適切な時期に見直し・更新を行います。

### (13) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等に関する情報共有・職員研修を実施します。

- 本計画を着実に実施していくためには、全庁的な推進体制の整備が不可欠です。そのため、職員及び部局間の連携強化、公共施設等の情報共有、有効活用や長寿命化に向けての取組みの推進、固定資産台帳の更新、公共施設マネジメントの実施、建物等の維持管理や日常点検等に関する必要な技術や知識を得るための研修等を行います。

### (14) フォローアップの実施方針

計画期間にとらわれることなく、必要に応じて柔軟に計画の見直し等を実施します。

- 計画期間中であっても、社会状況の変化や財政状況、事業の進捗状況等に応じて見直しを実施します。
- 計画に位置付けられた事業は、優先度判定や事業の方向性検討等の手続きを経て予算要求することとし、当該年度の予算査定において与えられた財源の中で確定します。
- 本計画の推進にあたっては、PDCA(Plan:計画の推進<体制の構築>、Do:実行<問題が発生したら対応する>)、Check:効果の評価<考察>、Action:検証<見直し>)サイクルに基づき、具体的な事業と状況のフィードバック、来年度以降の展開に向けて適宜見直し、長期的な社会情勢の変化に対応します。

### (15) 議会や町民との情報共有

公共施設等に関する情報の公開に努めます。

- 議会や町民に対しても十分な情報提供を行います。
- 公共施設等の情報公開が、民間活力の活用のきっかけとなることから、公共施設等に関する情報の公開に努めます。

## (16) PPP／PFIの活用

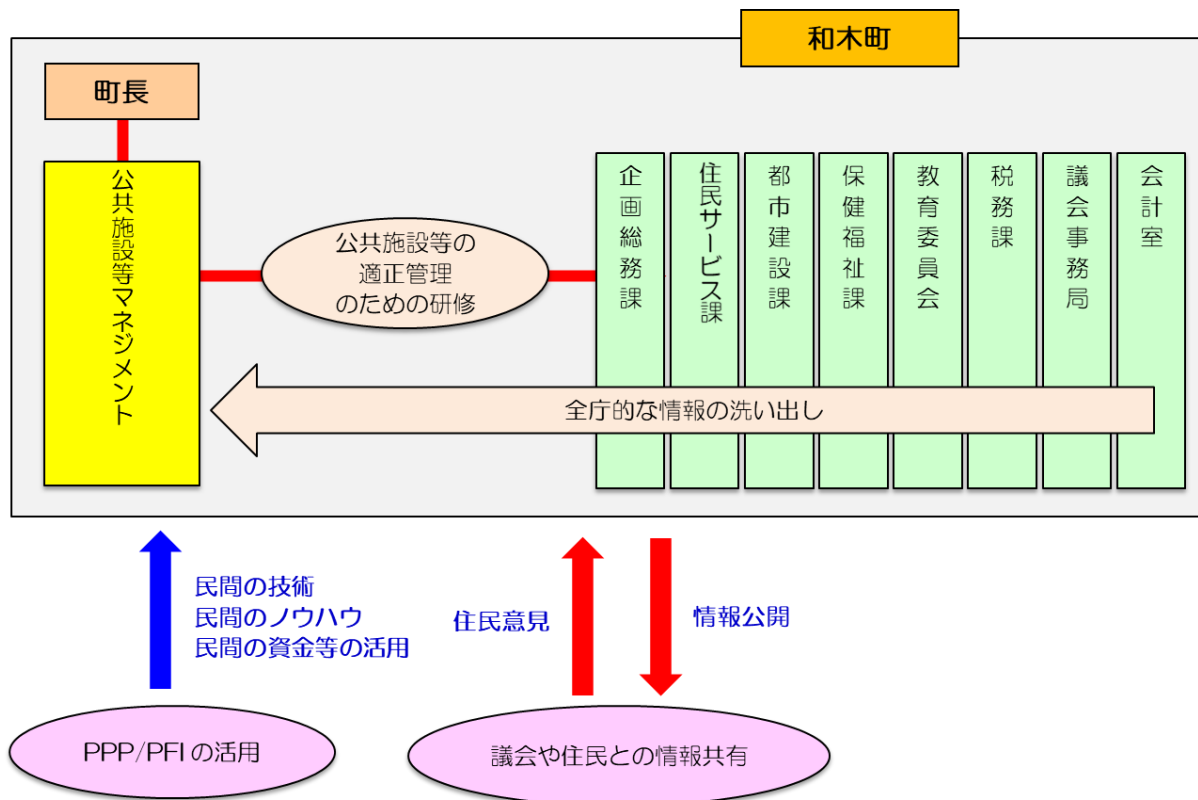
PPP／PFI等民間活力の活用の可能性について検討します。

- 住民サービスの低下を招くことなく、行政運営の効率化が図られる事務事業については、民間への委託等を検討します。
- 本町においてPPP／PFI事業を導入する場合は、『山口県PPP／PFI手法導入優先的検討指針』等を参考にしながら、本町独自の導入指針等を検討します。
- 公共施設等の更新や利活用に際しては、他団体の事例等も参考にしながら情報公開を行い、町民の意見や民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を検討します。

## 4. 推進体制

本計画を着実に実施していくため、公共施設等を所管する各部局を横断的に連携し、一元的な管理を行うことで、公共施設等の効率的な維持管理を目指し、公共施設マネジメントに係る推進体制を構築します。この推進体制は、横断的な組織として各部局の調整機能を発揮し、公共施設マネジメントの推進について、方針の見直しや計画の改訂を行っていくものです。

図表4-4:全庁的な推進体制



## 第5章 施設類型ごとの基本方針

### 1. 町民文化系施設

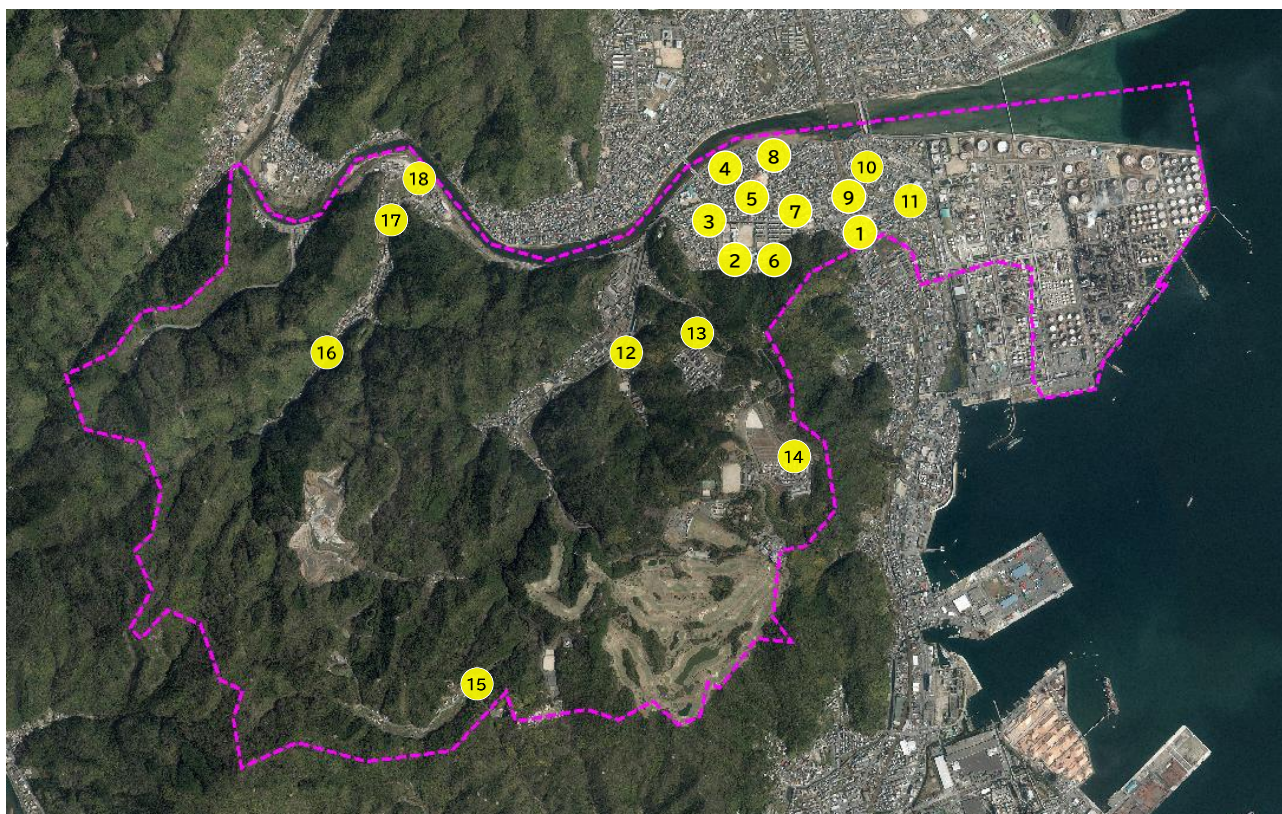
#### (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 / 工事費
1	和木駅 交流プラザ	駅舎(西口)	333.79	平成20年3月18日	長寿命化	
		駅舎(東口)	222.17	平成20年3月18日	長寿命化	
2	文化会館	文化会館	2,901.53	平成4年2月1日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和8年度】 総事業費:137,830 千円
3	和木1丁目 集会所	和木1丁目 集会所	129.96	平成5年3月31日	現状維持	
		和木1丁目 集会所倉庫	5.52	平成5年3月31日	現状維持	
4	和木2丁目 第1集会所	和木2丁目 第1集会所	123.70	平成7年2月28日	現状維持	
		和木2丁目 第1集会所倉庫	1.79	平成7年2月28日	現状維持	
5	和木2丁目 第2集会所	和木2丁目 第2集会所	140.18	平成3年3月25日	現状維持	
6	和木2丁目 第3集会所	和木2丁目 第3集会所	99.37	平成15年3月27日	現状維持	
7	和木3丁目 第1集会所	和木3丁目 第1集会所	129.96	平成元年4月1日	現状維持	
8	和木3丁目 第2集会所	和木3丁目 第2集会所	137.46	平成21年3月30日	現状維持	
9	和木4丁目 第1集会所	和木4丁目 第1集会所	65.99	昭和51年6月15日	現状維持	
10	和木4丁目 第2集会所	和木4丁目 第2集会所	228.76	平成10年3月10日	現状維持	
11	和木5丁目 集会所	和木5丁目 集会所	131.31	平成4年3月1日	現状維持	
		和木5丁目 集会所倉庫	5.52	平成4年3月1日	現状維持	
12	瀬田2丁目 集会所	瀬田2丁目 集会所	135.90	平成9年3月31日	現状維持	
		瀬田2丁目 集会所倉庫	5.41	平成9年3月31日	現状維持	
13	瀬田3丁目 集会所	瀬田3丁目 集会所	129.96	平成4年10月29日	現状維持	
		瀬田3丁目 集会所倉庫	5.52	平成4年10月29日	現状維持	

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
14	瀬田4丁目 集会所	瀬田4丁目 集会所	161.51	平成18年3月30日	現状維持	
		瀬田4丁目 集会所 (増築部分)	32.67	平成25年10月24日	現状維持	
15	大谷集会所	大谷集会所	66.25	昭和62年3月30日	現状維持	
16	関ヶ浜1丁目 第1集会所	関ヶ浜1丁目 第1集会所	99.37	平成10年1月5日	現状維持	
17	関ヶ浜1丁目 第2集会所	関ヶ浜1丁目 第2集会所	69.56	昭和56年4月1日	現状維持	
18	関ヶ浜2丁目 集会所	関ヶ浜2丁目 集会所	129.73	平成25年3月20日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より  
 ※方針は和木町個別施設計画における方針

## (2) 施設の位置図



### (3) 施設の現状と課題

- 今後数年において、耐用年数・老朽化の課題を抱えることが予想されます。そのため、施設の利用者数の推移や利用状況を踏まえながら、施設や設備の修繕等を行う必要があります。
- 集会施設は、町民の文化活動や憩いの場として利用されており、文化会館は、イベントの開催場として利用されています。

### (4) 今後の管理方針

- 建物や設備等の老朽化が進んでいる施設については、将来的な人口減少等を勘案し、集約化・複合化等の検討を行い、継続して地区住民が利用しやすい環境を整えます。

## 2. 社会教育系施設

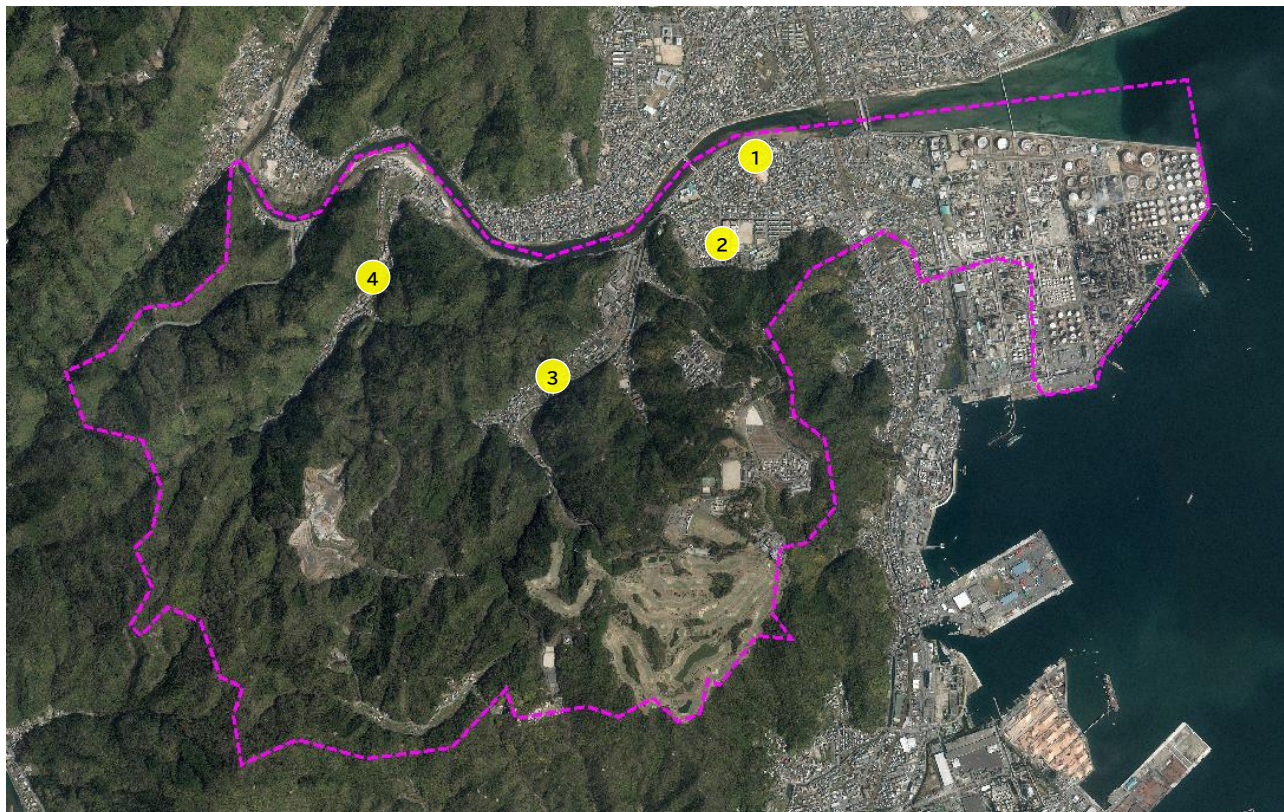
### (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	総合コミュニ ティセンター	保健相談センター・ 図書館・中央公民館	1,952.41	平成7年2月28日	長寿命化	
		老人福祉センター・ 図書館・ 学習等供用施設	1,669.80	昭和56年10月31日	長寿命化	
		老人福祉センター・ 図書館・学習等 供用施設(増築分)	21.48	平成22年2月28日	現状維持	
2	和木美術館	和木美術館	386.32	平成15年11月4日	現状維持	
3	公民館 瀬田分館	瀬田分館	323.32	平成30年6月21日	現状維持	
		倉庫1	12.90	平成30年6月21日	現状維持	
		倉庫2	12.90	平成30年6月21日	現状維持	
		駐輪場	12.70	平成31年3月12日	現状維持	
		屋外トイレ	4.96	平成30年6月21日	現状維持	
4	公民館 関ヶ浜分館	関ヶ浜分館	296.81	令和2年8月3日	現状維持	
		倉庫1	12.90	令和2年8月3日	現状維持	
		倉庫2	12.90	令和2年8月3日	現状維持	
		駐輪場	11.60	令和2年8月3日	現状維持	
		屋外トイレ	5.40	令和2年8月3日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より

※方針は和木町個別施設計画における方針

## (2) 施設の位置図



## (3) 施設の現状と課題

- 各種団体が、活動する場として利用しています。総合コミュニティセンターや図書館、美術館は、町民だけでなく近隣自治体からの利用もあり、適切な維持管理を行う必要があります。
- 総合コミュニティセンター(老人福祉センター・図書館・学習等供用施設)は、建設から40年が経過していることから、今後は予防保全の考え方のもと、日常点検等を実施し、劣化箇所等がないか確認を行い、早期発見・早期修繕を行う必要があります。

## (4) 今後の管理方針

- 平成30(2018)年度において、公民館瀬田分館の新築を、令和2(2020)年度において、公民館関ヶ浜分館の新築を行っており、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備となっています。

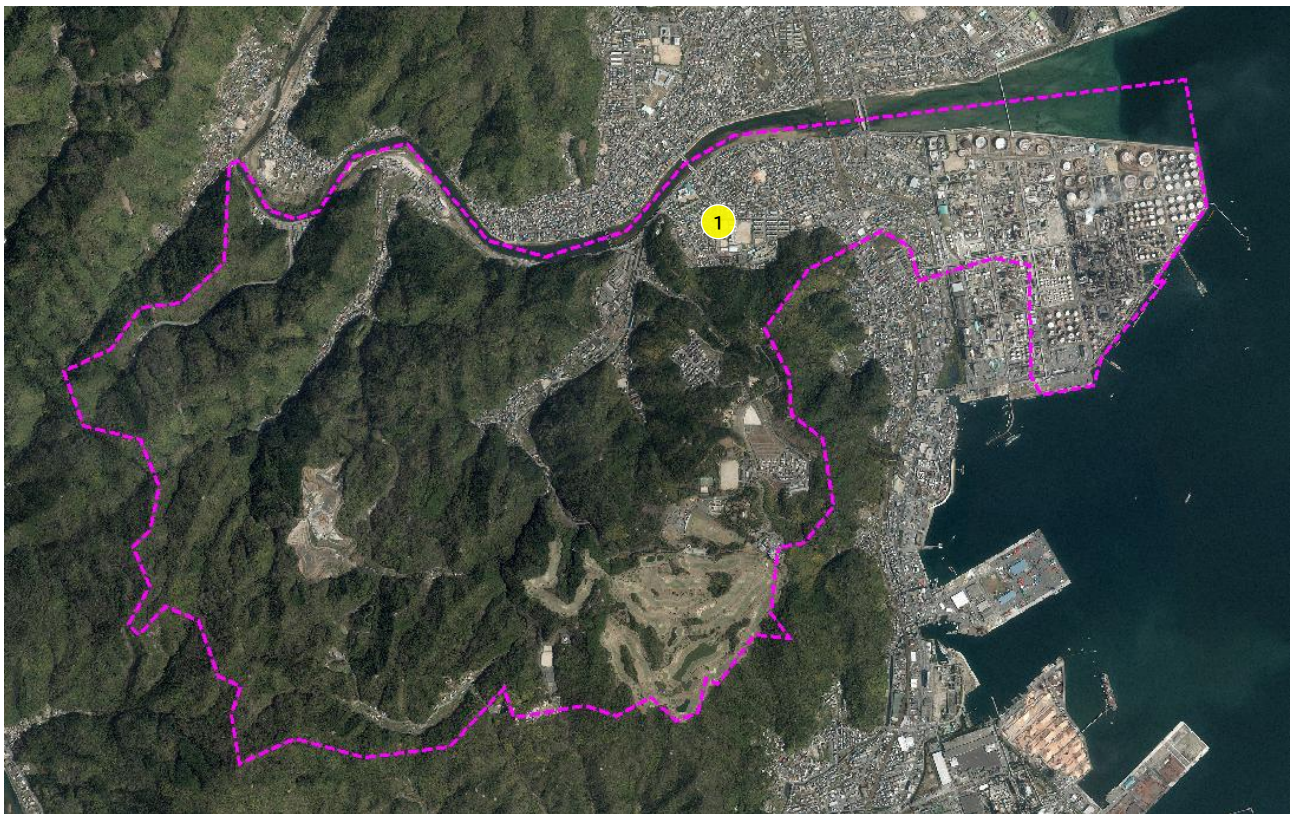
### 3. スポーツ・レクリエーション系施設

#### (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	和木町 体育センター	和木町 体育センター	1,661.02	昭和58年4月1日	長寿命化	
		倉庫	54.00	昭和58年3月31日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より  
 ※方針は和木町個別施設計画における方針

#### (2) 施設の位置図



#### (3) 施設の現状と課題

- 和木町体育センターは、各種スポーツイベント時や日々の健康増進、体力・運動技術の向上を図る場として利用されています。施設本体や設備等の老朽化が進んでおり、安全かつ継続的に使用できるように、定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。

#### (4) 今後の管理方針

- 施設本体の老朽化に対しては、利用状況等を踏まえ、計画的な改修等を検討します。
- 日常的な維持管理については、施設運営を効率化させることで、コストの削減とサービスの向上を両立させます。
- 令和2(2020)年度において、和木町体育センターは、高圧変圧器取替工事やアリーナの照明更新、トイレの改修を行っていますが、今後、施設の長寿命化工事の実施を検討します。

## 4. 学校教育系施設

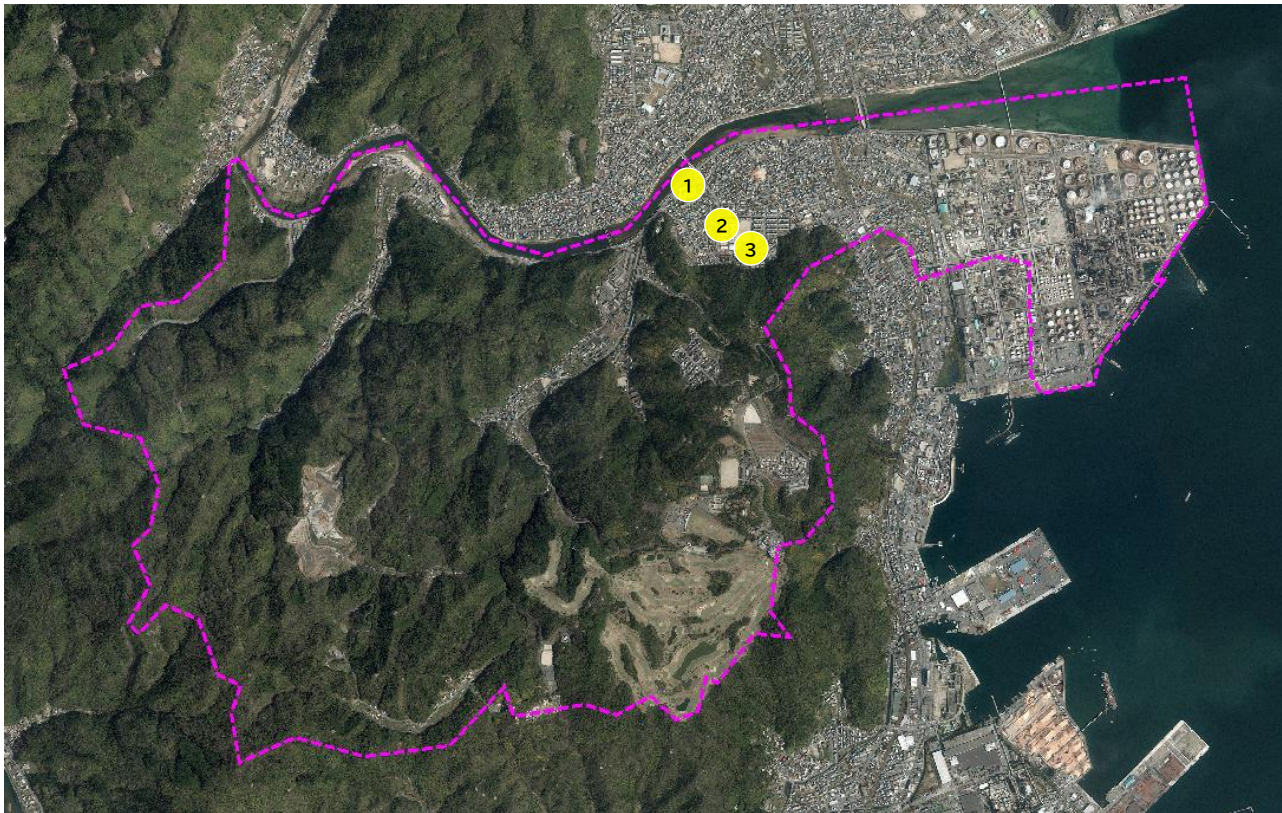
### (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	和木 小学校	校舎 (屋内運動場含む)	7,939.53	平成25年3月15日	長寿命化	
		プール管理棟	81.87	平成25年3月24日	現状維持	
		屋外倉庫・トイレ棟	79.12	平成25年3月24日	現状維持	
		作業スペース	38.44	平成27年3月31日	長寿命化	
		焼物小屋	24.00	平成27年3月31日	現状維持	
		ゴミ置場	11.32	平成25年3月15日	現状維持	
2	和木 中学校	校舎	5,087.00	平成22年3月17日	現状維持	
		中学校体育館	2,009.00	昭和38年6月1日	長寿命化	
		特別教室	821.00	昭和60年3月28日	現状維持	
		プール附属建物	91.00	平成元年3月1日	現状維持	
		体育倉庫	71.00	昭和53年10月31日	現状維持	
3	給食 センター	給食センター	387.00	昭和50年12月15日	建替え	建替え:【令和12年度】 供用開始予定 総事業費:15.4億円
		給食センター	4.80	昭和50年12月15日	建替え	
		プロパン庫				

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より

※方針は和木町個別施設計画における方針

## (2) 施設の位置図



## (3) 施設の現状と課題

- 和木中学校体育館は、建築からすでに50年以上、和木中学校における特別教室棟も築30年以上が経過しています。今後は、予防保全の考え方のもと、日常点検等を実施し、劣化箇所等がないか確認を行い、早期発見・早期修繕を行う必要があります。
- 給食センターは、老朽化に伴う建て替えのため関ヶ浜地区に新たに整備し、令和12(2030)年度2学期からの供用開始を予定しています。

#### (4) 今後の管理方針

- 和木小学校及び和木中学校については、『和木町学校施設長寿命化計画』(令和3(2021)年3月)の実施計画に基づき、維持管理や修繕等を行います。なお、同計画において、子育て支援系施設に分類されている和木こども園も対象として含まれており、同施設についても同様に維持管理等を行います。
- 同計画において、学校施設の目指すべき姿として、以下の方向性に基づき整備等を図ります。

##### 学校施設の目指すべき姿

###### 『安心・安全な教育環境の整備・充実』

###### ■ 防災

学校施設は災害時の避難場所として機能します。

そのため、台風・地震等の災害に強く、防災機能を備えた学校施設を目指します。

###### ■ 点検・改修

校舎や体育館の点検・改修の充実を図り、学校生活における事故防止を図ります。

###### ■ 整備

給食センターの建替えを実施し、今後も安心・安全な給食が提供できるよう施設整備を図ります。

###### 『学習・生活面の教育環境の整備・充実』

###### ■ 生涯学習施設の整備・充実

将来を担う児童生徒の人材育成及び学力・情報活用能力等の向上を図るため、ICT機器を設備することで、児童生徒の興味関心を引き出し、学ぶ意欲を高める授業環境を整えます。

###### ■ 教育環境の整備

児童生徒の健康を守るための冷暖房施設の完備のほか、学習能力向上に寄与する快適な学習環境を整えます。

- 『和木町国土強靱化地域計画』(令和3(2021)年2月)において、学校施設の安全対策として、『避難所として想定される学校施設の屋内運動場、体育館や校舎において、トイレの洋式化改修や空調設備の整備等の実施による良質な生活環境を目指すとともに、老朽化した外壁や屋根・屋上防水についても併せて計画的に整備を進める』としています。

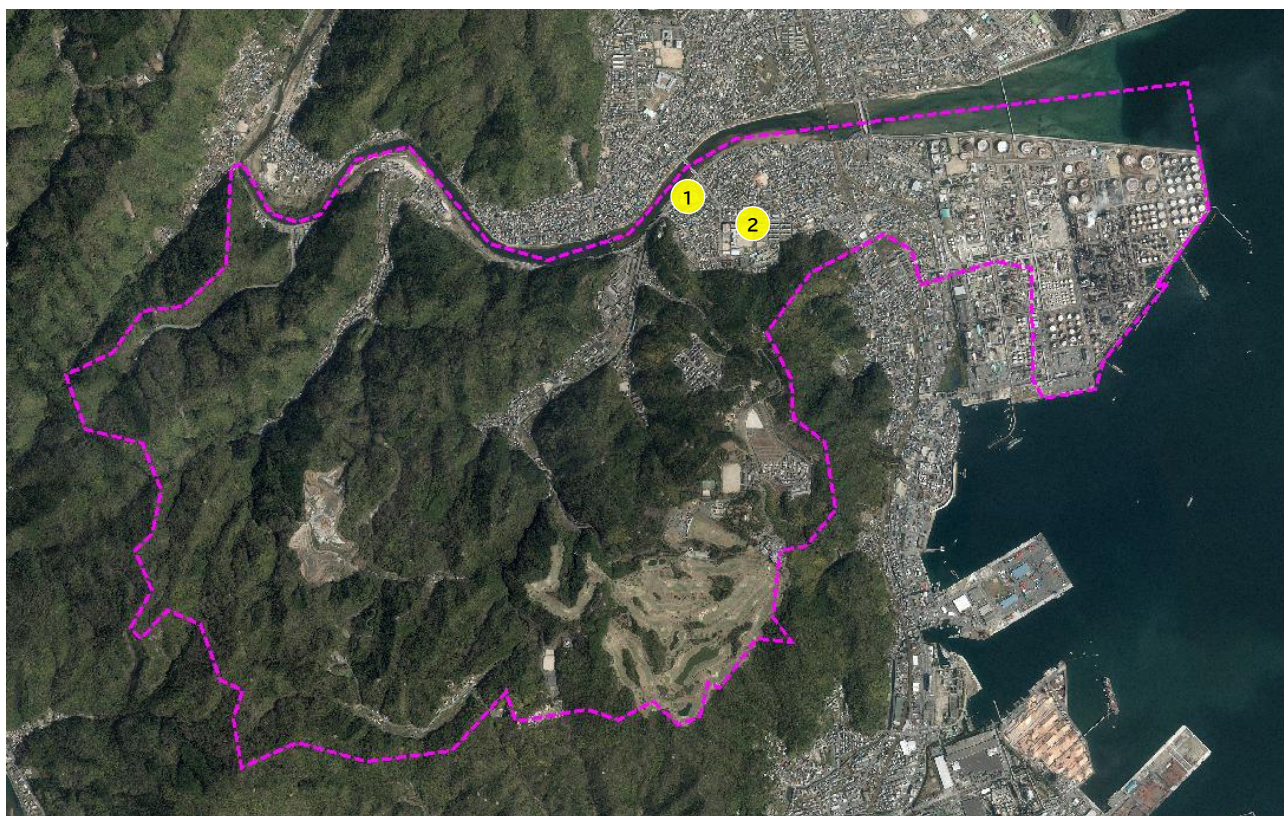
## 5. 子育て支援施設

### (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	放課後 児童クラブ	放課後 児童クラブ	304.66	平成25年3月24日	現状維持	
2	和木 こども園	園舎	3,495.39	平成31年2月28日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より  
 ※方針は和木町個別施設計画における方針

### (2) 施設の位置図



### (3) 施設の現状と課題

- 放課後児童クラブは平成26年度に供用開始された比較的新しい施設で、現状では特別課題はありません。
- 和木こども園は、「からだもこころもタフな、たくましいわきっこを育む」という観点から、「遊びを通して心と体を育む施設」を設計のコンセプトとし、園舎内や園庭に複数の遊びの仕掛けが設置されています。
- 和木こども園は、十分な耐震性、各種防犯設備の設置により、園生活を送る子ども達が、のびのび楽しく、安全に、安心して過ごすことのできる施設となっています。

### (4) 今後の管理方針

- 和木こども園は、建築後間もない施設ですが、子ども達が施設や遊具を利用する際に、危険な箇所や不具合のある箇所がないか、日常的に点検等を実施します。点検結果から、修繕等が必要な箇所を早期に発見・対処することで、予防保全に努め、ライフサイクルコストの圧縮を目指します。

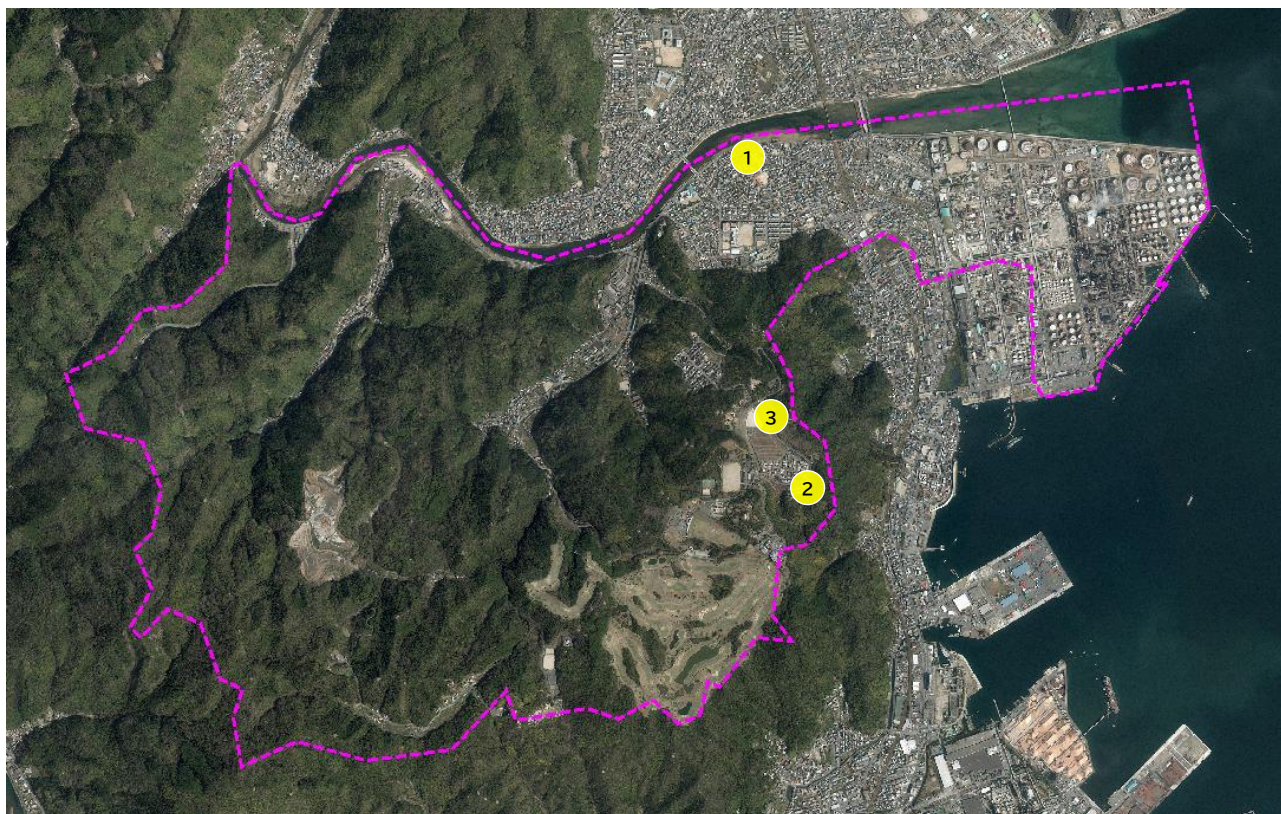
## 6. 保健・福祉施設

### (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	総合 福祉会館	総合福祉会館①	630.11	平成10年7月2日	現状維持	
		総合福祉会館②	21.26	平成10年7月2日	現状維持	
		総合福祉会館③	5.00	平成10年7月2日	現状維持	
2	地域活動 支援センター	在宅ケアモデル 住宅	63.18	平成11年3月31日	今後検討 予定	
		在宅ケアモデル 住宅(増築部分)	17.14	平成23年9月6日	今後検討 予定	
3	福祉農園	福祉農園休憩所	11.34	平成20年9月16日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より  
※方針は和木町個別施設計画における方針

### (2) 施設の位置図



### (3) 施設の現状と課題

- 総合福祉会館は、『和木町総合福祉会館条例』により、社会福祉の向上及びボランティア活動の振興並びに地域福祉増進の用に供し、町民の福祉の充実を図り、「健やかに暮らせるまちづくり」に寄与することを目的として設置されています。また、総合福祉会館は、災害時の二次避難所に指定されていますが、築20年以上が経過しています。施設本体及び設備に老朽化が見受けられ、今後、大規模改修等を検討する必要があります。
- 総合福祉会館は、多くの人々が利用するため、安全面のほか衛生面にも留意した運営を行っていますが、次第に運営コストが財政状況を圧迫してきています。これまで指定管理者制度を活用している施設についても、施設そのものの維持補修に係る経費は、開設以来、本町負担とする旨の協定を締結していることから、今後も施設の老朽化による財政的な負担の増大が考えられます。

### (4) 今後の管理方針

- 総合福祉会館は、令和2(2020)年度において、トイレの改修を行っており、令和8(2026)年度には照明のLED化を実施する予定です。定期的なメンテナンスを実施していますが、今後、施設の長寿命化工事の実施を検討しています。
- 地域活動支援センターは、令和9(2027)年度から管理運営方法の変更を検討しており、今後の管理方針を適切に判断します。

## 7. 行政系施設

### (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	和木町役場	町役場庁舎	2,938.26	昭和50年11月15日	長寿命化	
		車庫及び機械室	169.79	昭和50年11月15日	長寿命化	
		車庫	67.04	平成元年4月1日	長寿命化	
2	第1分団 消防車庫	第1分団消防車庫	276.37	平成3年3月29日	現状維持	
3	あけぼの公園 消防団機材庫	あけぼの公園 消防団機材庫(団本部)	18.05	平成23年12月20日	現状維持	
4	大谷消防車庫	大谷地区 消防団機材庫	18.05	平成23年12月7日	現状維持	
5	第2分団 消防車庫	第2分団 消防車庫	112.18	平成5年3月22日	現状維持	
6	第3分団 消防車庫	第3分団 消防車庫	112.18	平成3年3月29日	現状維持	
7	山の手 消防機材庫	山の手 消防機材庫	18.08	平成15年12月10日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より

※方針は和木町個別施設計画における方針

### (2) 施設の位置図



### (3) 施設の現状と課題

- 町役場庁舎については、建設から50年が経過し、施設・設備の老朽化や耐震性、建物の狭あい化、災害時の防災拠点としての機能等様々な課題を抱えています。
- 消防に関連する施設は、町民の安心安全な生活を維持するために重要な役割を果たしていますが、一部の施設において、建築後相応の年数が経過していることから、今後の維持管理等について、さらなる費用の増加が見込まれています。

### (4) 今後の管理方針

- 施設の維持管理については、利用状況や日常的・定期的な点検結果を踏まえながら、維持補修や長寿命化工事について優先度をつけて対応することで、費用削減と負担の平準化に努めます。
- 町役場庁舎については、修繕・改修工事を計画的に実施するとともに、『和木町地域防災計画』に合致した安全確保を検討します。

## 8. 町営住宅

## (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	宮ノ下 団地	宮ノ下団地 No.1~No.4	183.48	昭和28年3月31日	廃止	
		宮ノ下団地 No.5~No.8	183.48	昭和29年6月30日	廃止	
2	山の手 団地	山の手団地 第1棟	963.88	平成8年9月10日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和10年度】 工事費:32,700千円
		山の手団地 第1棟 物置1	15.30	平成8年9月10日	長寿命化	
		山の手団地 第1棟 物置2	15.30	平成8年9月10日	長寿命化	
		山の手団地 第1棟 プロパン庫	11.44	平成8年9月10日	長寿命化	
		山の手団地 第2棟	963.87	平成12年9月8日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和13年度】 工事費:32,700千円
		山の手団地 第2棟 物置1	15.30	平成12年9月8日	長寿命化	
		山の手団地第2棟 物置2 プロパン庫	15.30	平成12年9月8日	長寿命化	
		山の手団地 第3棟	963.87	平成13年6月15日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和14年度】 工事費:32,700千円
		山の手団地 第3棟 物置	15.30	平成13年6月15日	長寿命化	
		山の手団地 第3棟 プロパン庫	15.30	平成13年6月15日	長寿命化	
		山の手団地 第4棟	963.87	平成9年9月17日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和11年度】 工事費:30,000千円
		山の手団地 第4棟 物置	15.30	平成9年9月17日	長寿命化	
		山の手団地 第4棟 プロパン庫	22.32	平成9年9月17日	長寿命化	
		山の手団地 第5棟	1,198.52	平成10年10月19日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和12年度】 工事費:40,200千円
		山の手団地 第5棟 物置	30.60	平成10年10月19日	長寿命化	
山の手団地 第5棟 プロパン庫	7.68	平成10年10月19日	長寿命化			

【第2期】和木町公共施設等総合管理計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
3	中央 第1団地	中央第1 団地 No.1～No.4	183.48	昭和29年6月30日	廃止	
		中央第1 団地 No.5～No.8	183.48	昭和29年6月30日	廃止	
4	中央 第2団地	中央第2 団地 No.1～No.6	275.22	昭和29年6月30日	廃止	
		中央第2 団地 No.7～No.12	275.22	昭和29年6月30日	廃止	
5	用作団地	用作団地	428.16	平成10年3月6日	現状維持	
6	旭ヶ丘 団地	旭ヶ丘団地 No.1	34.65	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:1,390千円
		旭ヶ丘団地 No.11～No.14	105.90	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:4,240千円
		旭ヶ丘団地 No.15～No.16	105.90	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:4,240千円
		旭ヶ丘団地 No.17～No.22	235.80	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:9,430千円
		旭ヶ丘団地 No.23～No.26	121.44	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:4,860千円
		旭ヶ丘団地 No.27～No.28	59.40	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:2,380千円
		旭ヶ丘団地 No.29～No.30	59.40	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:2,380千円
		旭ヶ丘団地 No.31～No.32	59.40	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:2,380千円
7	瀬田団地	瀬田団地	254.52	昭和41年11月1日	廃止	解体:【未定】 解体費:10,180千円
		瀬田団地 (物置)	9.72	昭和62年3月10日	廃止	解体:【未定】 解体費:390千円
		瀬田団地 (物置)	9.72	昭和62年3月10日	廃止	解体:【未定】 解体費:390千円
8	坂根団地	坂根団地(第1棟)	1,400.34	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地 (第1棟)倉庫2	5.00	平成元年4月1日	現状維持	

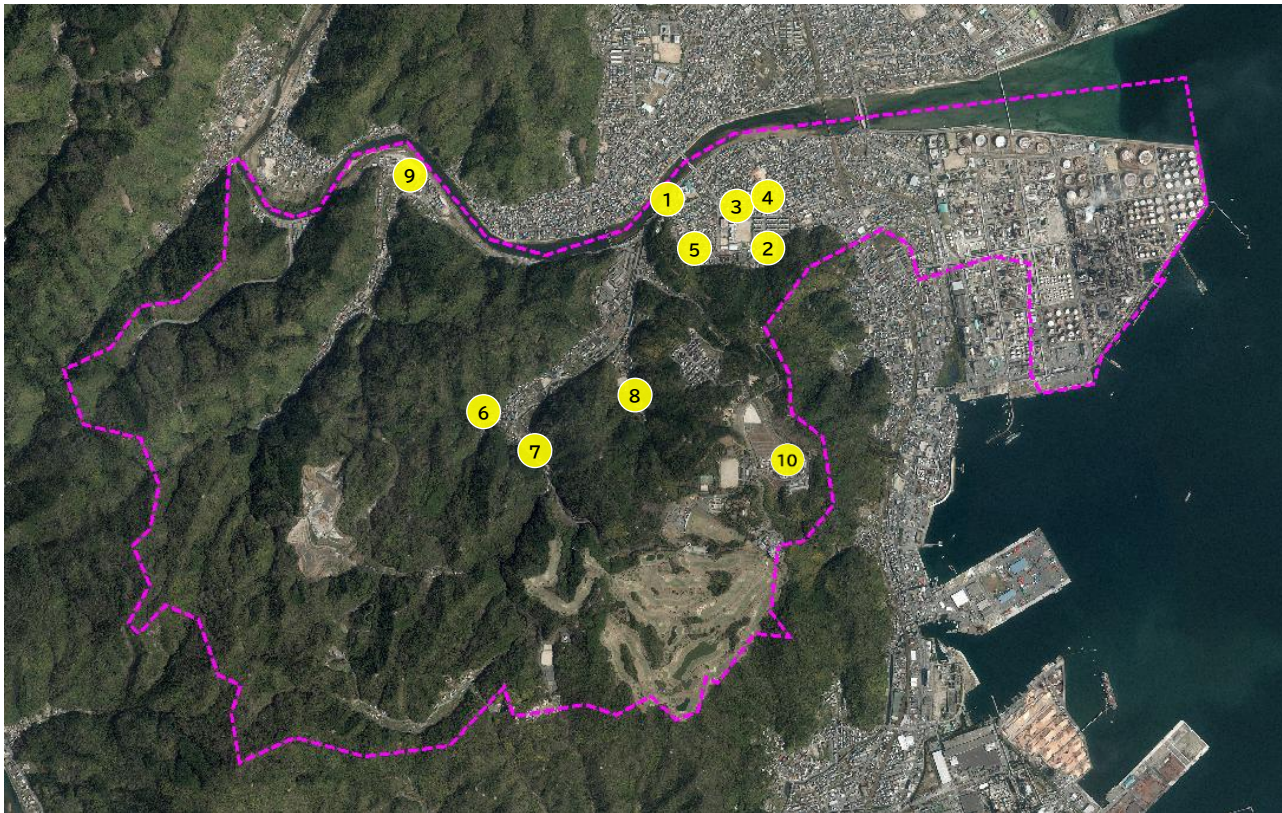
番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
8	坂根団地	坂根団地(第2棟)	861.00	平成3年9月18日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和8年度】 工事費:44,000千円
		坂根団地 (第2棟)倉庫	17.67	平成3年9月18日	長寿命化	
		坂根団地 (第2棟)倉庫	17.67	平成3年9月18日	長寿命化	
		坂根団地 (第2棟)倉庫	17.67	平成3年9月18日	長寿命化	
		坂根団地 (第2棟)倉庫	17.67	平成3年9月18日	長寿命化	
		坂根団地(第2棟)プロ パン庫	5.00	平成元年4月1日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和9年度】 工事費:22,000千円
		坂根団地(第3棟)	431.00	平成3年9月18日	長寿命化	
		坂根団地 (第3棟)倉庫	8.83	平成3年9月18日	長寿命化	
		坂根団地 (第3棟)倉庫	8.83	平成3年9月18日	長寿命化	
9	緑ヶ丘 団地	緑ヶ丘団地 No.25～No.30	256.08	昭和39年12月10日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:10,200千円
		緑ヶ丘団地 No.31～No.36	262.80	昭和41年3月31日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:10,500千円
		緑ヶ丘団地 No.49～No.54	259.44	昭和41年12月15日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:10,400千円
		緑ヶ丘団地 No.55～No.58	172.96	昭和41年12月15日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:6,900千円
		緑ヶ丘団地 No.59～No.64	259.44	昭和41年12月15日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:10,400千円
		緑ヶ丘団地 No.65～No.70	262.80	昭和42年11月20日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:10,500千円
		緑ヶ丘団地 No.107～No.112	230.88	昭和45年2月15日	廃止	解体:【未定】 解体費:9,200千円
		緑ヶ丘団地 No.119～No.124	262.80	昭和45年2月15日	廃止	解体:【未定】 解体費:10,500千円
		緑ヶ丘団地 No.131～No.136	262.80	昭和46年1月31日	廃止	解体:【未定】 解体費:10,500千円
		緑ヶ丘団地 No.143～No.148	283.56	昭和48年1月31日	廃止	解体:【未定】 解体費:11,300千円
		緑ヶ丘団地 No.149～No.154	283.56	昭和49年3月31日	廃止	解体:【未定】 解体費:11,300千円
		緑ヶ丘団地集会室	50.02	昭和42年2月15日	廃止	解体:【未定】 解体費:2,000千円

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
9	緑ヶ丘 団地	緑ヶ丘団地第1棟	1,763.96	平成23年11月16日	現状維持	
		緑ヶ丘団地第1棟 プロパン庫	5.06	平成23年11月16日	現状維持	
		緑ヶ丘団地第2棟	1,530.73	平成30年12月18日	現状維持	
		緑ヶ丘団地第2棟 プロパン庫	5.06	平成30年12月18日	現状維持	
		緑ヶ丘団地 第2棟駐輪場 (4ユニット)	14.70	平成30年12月18日	現状維持	
		緑ヶ丘団地 第2棟駐輪場 (3ユニット)	11.03	平成30年12月18日	現状維持	
		緑ヶ丘団地第3棟	1,775.20	令和3年12月20日	現状維持	
		緑ヶ丘団地 第3棟プロパン庫	5.06	令和3年12月20日	現状維持	
		緑ヶ丘団地 第3棟駐輪場 (4ユニット)	14.70	令和3年12月20日	現状維持	
		緑ヶ丘団地 第3棟駐輪場 (3ユニット)	11.03	令和3年12月20日	現状維持	
		10	蜂ヶ峯 住宅	蜂ヶ峯住宅1 (2-5)	72.87	平成26年3月10日
蜂ヶ峯住宅2 (5-6)	77.01			平成26年3月10日	現状維持	
蜂ヶ峯住宅3 (7-8)	77.01			平成26年3月10日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より

※方針は和木町個別施設計画における方針

## (2) 施設の位置図



## (3) 施設の現状と課題

- 建設から50年以上が経過した施設もあり、町民の安全・快適・継続的な利用に課題があります。令和4(2022)年度に個別施設計画にあたる『和木町町営住宅等長寿命化計画』を見直し、それぞれの施設に関する調査及び今後の方針を決定しています。

## (4) 今後の管理方針

- 『和木町町営住宅等長寿命化計画』を着実に実行することで、計画的に町営住宅の用途廃止・建替え・維持補修・長寿命化を進め、費用負担の平準化に努めます。

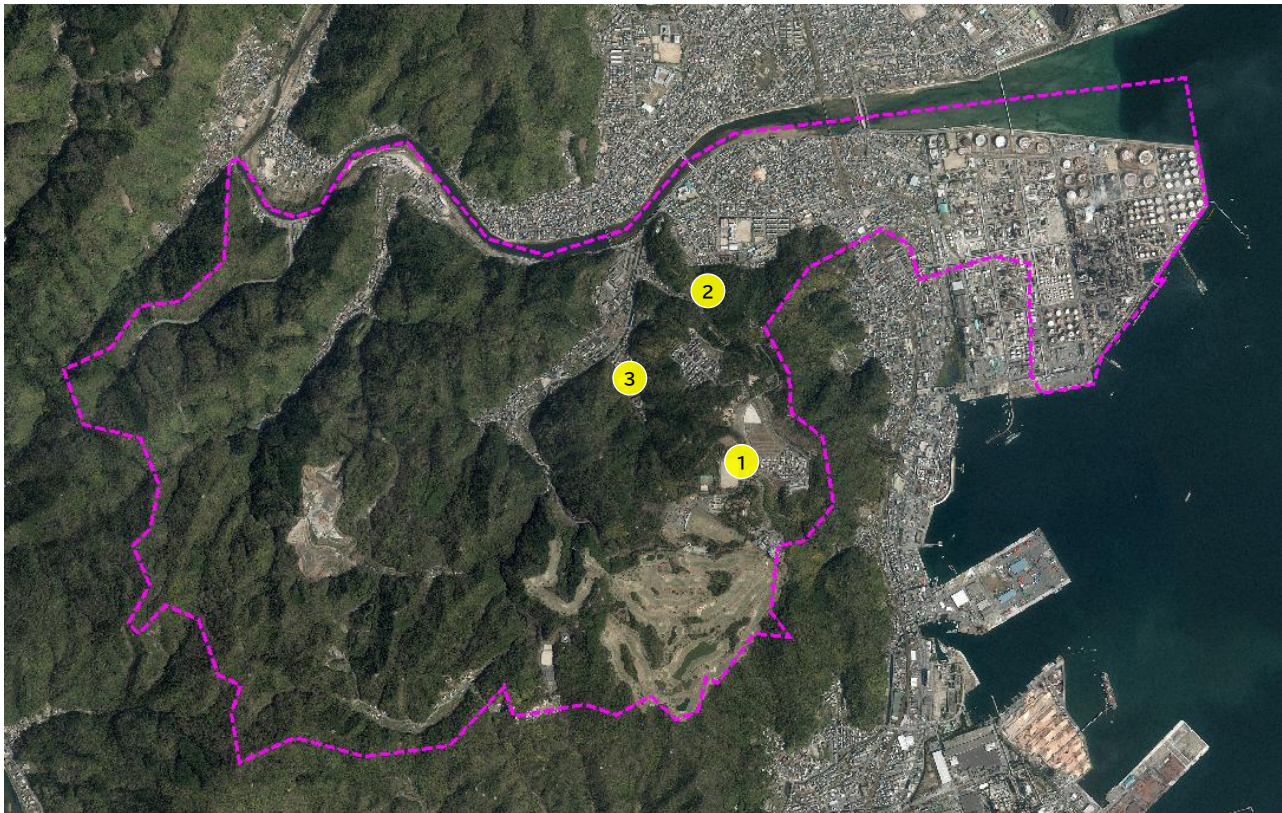
## 9. 公園

### (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	蜂ヶ峯 総合公園	第2ポンプ棟	25.00	昭和61年4月1日	現状維持	
		便所(テニスコート)	5.06	昭和61年4月1日	現状維持	
		管理事務所	636.02	昭和61年11月20日	現状維持	
		弓道場 射場	75.36	昭和62年2月28日	現状維持	
		古民家	85.56	昭和62年3月24日	現状維持	
		古民家 便所棟	6.45	昭和62年3月24日	現状維持	
		弓道場 倉庫	48.60	昭和62年4月1日	現状維持	
		便所 (アプローチ広場)	16.00	昭和62年4月1日	現状維持	
		休憩棟A棟	63.60	昭和63年4月1日	現状維持	
		休憩棟B棟	63.60	昭和63年4月1日	現状維持	
		便所(キャンプ場)	5.76	昭和63年4月1日	現状維持	
		古民家 風呂場	3.54	昭和63年4月1日	現状維持	
		鳥小屋	58.80	平成元年4月1日	現状維持	
		蜂ヶ峯倉庫 (キャンプ場)	12.20	平成元年4月1日	現状維持	
		丸太小屋 (キャンプ場農薬庫)	9.40	平成元年4月1日	現状維持	
		SL駅舎	51.44	平成2年4月1日	現状維持	
		はっちの家	154.33	平成5年2月3日	現状維持	
		梅林休憩所	24.00	平成7年3月30日	現状維持	
		ゆったりトイレ	32.81	平成9年3月1日	現状維持	
便所(バラ園)	79.34	令和4年2月28日	現状維持			
2	八幡山 公園	便所	6.40	平成元年4月1日	現状維持	
3	板根 ポンプ所	板根ポンプ所	11.60	昭和62年3月31日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より  
 ※方針は和木町個別施設計画における方針

## (2) 施設の位置図



## (3) 施設の現状と課題

- 蜂ヶ峯総合公園は、憩いの場として多くの町民に利用されていますが、事故が起きる前に早期発見・早期修繕を行う予防保全の考え方に基づき、継続的に安全性を確保するための取組みが課題になっています。

## (4) 今後の管理方針

- 計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、費用負担の平準化に努めます。

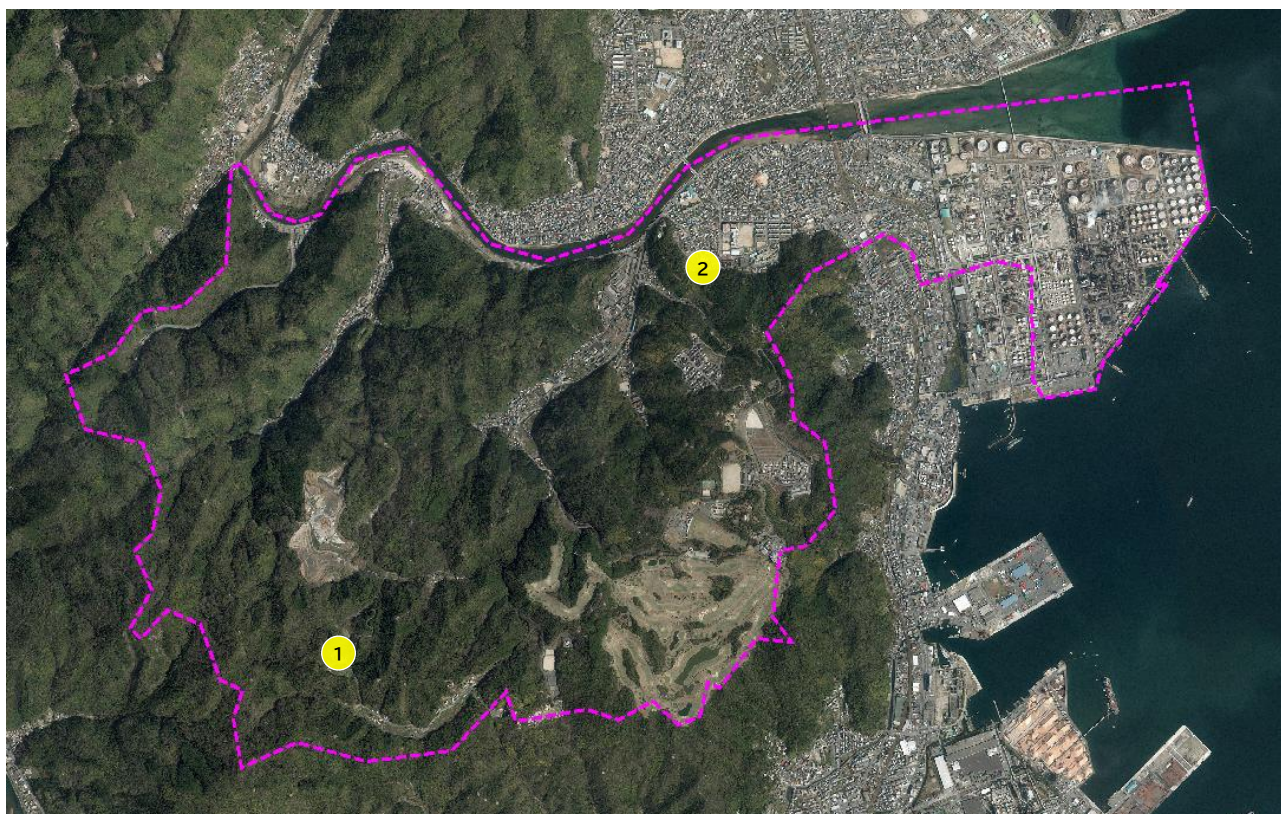
## 10. 供給処理施設

### (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画 工事費(千円)
1	クリーンセンター	不燃物作業場	288.00	平成2年4月1日	現状維持	
		不燃物処理場	79.38	平成4年2月21日	現状維持	
		休憩所				
		車庫	63.05	昭和53年3月1日	現状維持	
		水処理施設	10.50	平成5年11月10日	現状維持	
2	リサイクルセンター	リサイクルセンター	28.16	昭和50年4月1日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より  
 ※方針は和木町個別施設計画における方針

### (2) 施設の位置図



### (3) 施設の現状と課題

- 町民が排出した塵芥等を、保管・処理する場として利用されています。今後も健全に使用し続けるために、定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。

### (4) 今後の管理方針

- 計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、費用負担の平準化に努めます。

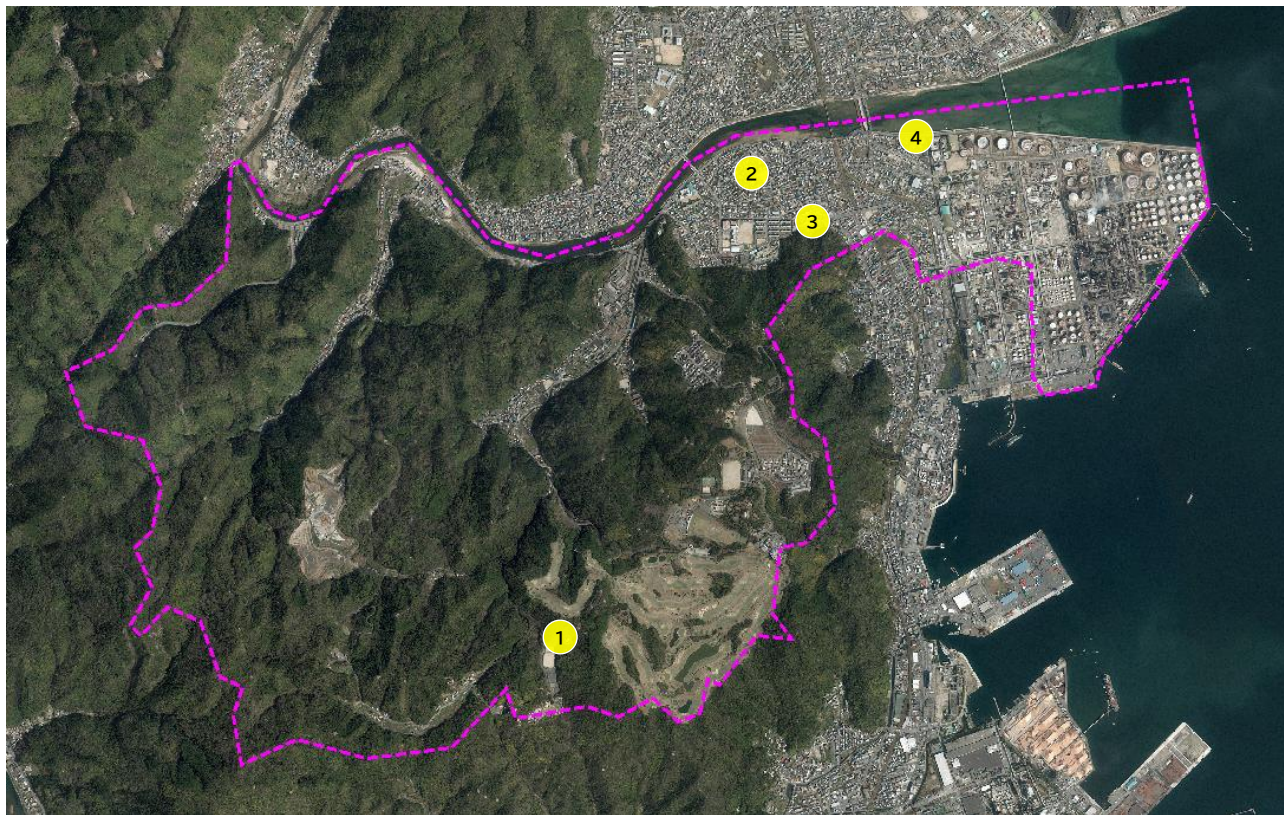
## 11. その他施設

### (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	斎場	斎場	553.28	昭和59年12月1日	長寿命化	
		墓地 便所	10.80	昭和59年12月1日	現状維持	
		墓地 ポンプ室	4.62	昭和59年12月1日	現状維持	
		斎場 ポンプ室	4.62	昭和59年12月1日	長寿命化	
2	和木 幼稚園	園舎	558.00	昭和43年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:22,320千円
		園舎	360.00	昭和31年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:14,400千円
		園舎	212.00	昭和31年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:8,480千円
		園舎	174.00	昭和31年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:6,960千円
		車庫	45.00	昭和59年9月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:1,800千円
		倉庫	25.00	昭和53年7月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:1,000千円
		機械室	24.00	昭和41年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:960千円
		倉庫	15.00	昭和43年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:600千円
		倉庫	15.00	平成元年6月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:600千円
3	教員住宅 (和木3丁目)	教員住宅	175.21	昭和41年3月1日	廃止	
		教員住宅(倉庫)	10.72	昭和61年9月10日	廃止	
		教員住宅(倉庫)	10.72	昭和61年9月10日	廃止	
4	凍結防止剤 保管庫	凍結防止剤 保管庫	16.16	平成23年8月8日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より  
 ※方針は和木町個別施設計画における方針

## (2) 施設の位置図



## (3) 施設の現状と課題

- 現在使用されていない施設については、よりよい活用方法を模索するとともに、使用している施設については、今後も健全に使用し続けるために、定期的なメンテナンスを行います。

## (4) 今後の管理方針

- 和木幼稚園については、取壊しを予定しています。跡地利用等については、今後検討していくこととしています。
- 斎場については、計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期的にわたって安全に利用できるような心がけるとともに、費用負担の平準化に努めます。

## 12. 土木系公共施設

### (1) 施設概要

類型区分	大分類	中分類	小分類	実延長(m)	道路部面積(m <sup>2</sup> )
土木系 公共施設	道路	町道	1 級町道	9,537.00	81,623.00
			2 級町道	5,559.00	42,207.00
			その他の町道	36,470.00	126,614.00
			歩道等	8,955.00	22,075.00
		林道	林道	4,334.00	15,644.00
	橋梁	橋梁	PC 橋(4 本)	146.70	2,752.42
			RC 橋(23 本)	94.70	467.72
			BOX カルバート橋	29.84	87.55
			鋼橋(3 本)	6.70	84.04
			木橋(1 本)	3.60	2.52
			石橋(1 本)	2.70	8.91

※ 道路:令和7(2025)年3月31日時点

※ 橋梁:令和5(2023)年3月31日時点

※ 林道:令和7(2025)年3月31日時点

### (2) 施設の現状と課題

- 道路及び橋梁は、日常生活を支える重要なインフラ施設であり、日常的に適切な形で維持管理されていることが求められていると同時に、維持補修や長寿命化に要する費用の平準化を実現し、工法の見直し等により、費用そのものの削減も課題となっています。

### (3) 今後の管理方針

#### ①道路

- 日常点検や定期点検、異常時の点検を行いながら、同時に補修工事を実施する等、インフラの維持管理に努めます。

#### ②橋梁

- 『和木町橋梁長寿命化修繕計画』(令和5(2023)年3月)に基づき、計画的に長寿命化を進めます。
- 5年に1回の近接目視による定期点検を行い、適切な管理を行います。

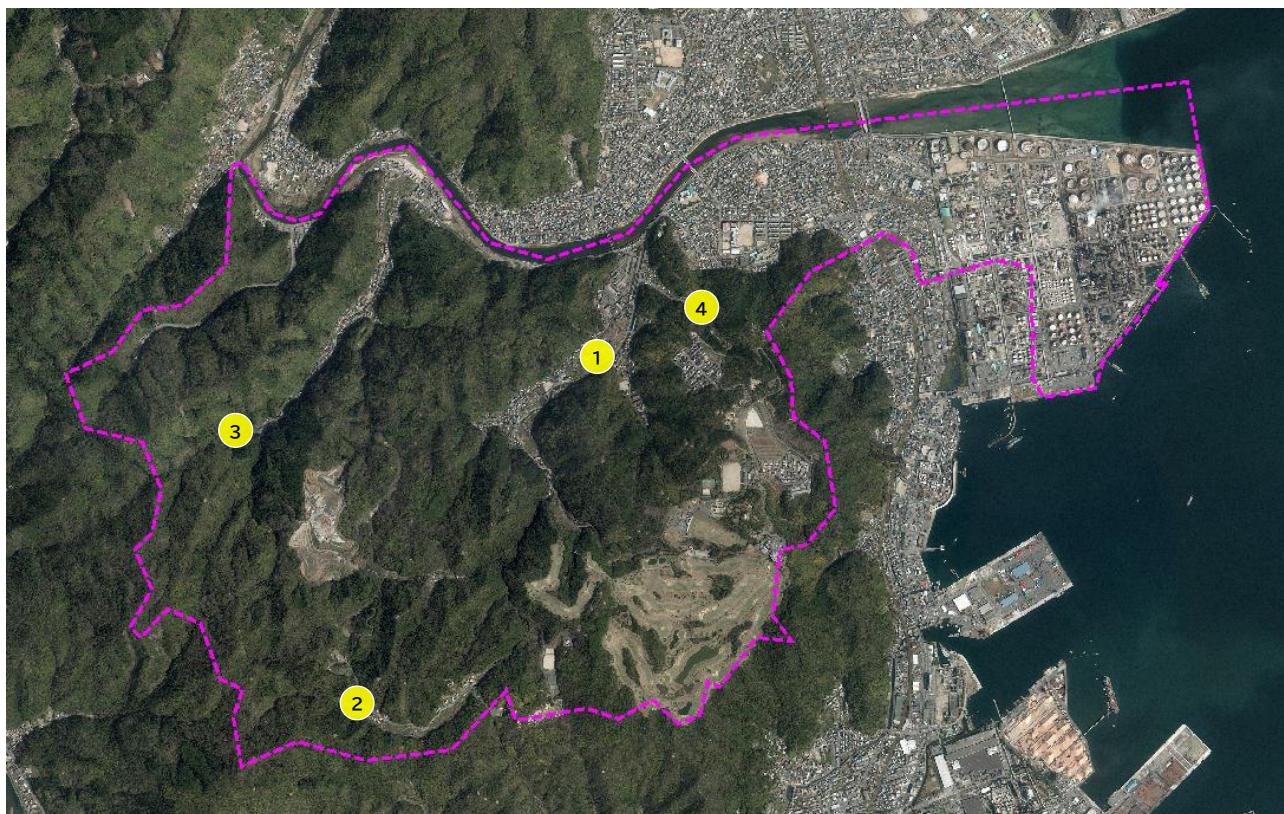
## 13. 企業会計施設(簡易水道施設)

### (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	瀬田浄水場	簡易水道ポンプ室	204.54	昭和57年3月8日	現状維持	
		瀬田配水池の上屋	14.74	昭和38年3月1日	現状維持	
2	大谷浄水場	大谷浄水場ポンプ室	7.78	昭和49年3月1日	現状維持	
		配水池の上屋	4.20	昭和49年3月1日	現状維持	
3	関ヶ浜浄水場	関ヶ浜 簡易水道ろ過池上屋	59.96	昭和52年12月23日	現状維持	
		関ヶ浜 簡易水道減菌室	10.80	昭和52年12月23日	現状維持	
4	つつじヶ丘 ポンプ所	つつじヶ丘 ポンプ所	18.88	昭和63年3月31日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より  
※方針は和木町個別施設計画における方針

### (2) 施設の位置図



### (3) 施設の現状と課題

- 簡易水道施設は、住民等の日常生活に必要不可欠なライフラインの一つである水の供給処理を行う施設として利用しています。
- 施設のうち、設置されてから50年近く経過する施設もあります。
- 人口減少等により、今後は、給水人口の減少が考えられ、施設・設備の統廃合(ダウンサイジング)や合理化(スペックダウン)等の検討が必要となってきます。
- 現時点では、施設・設備は現状を維持し続けることとしていますが、更新費用等については、大きな課題として今後も検討していく必要があります。
- 住民生活に直結した施設であるため、今後も定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。

### (4) 今後の管理方針

- 『和木町簡易水道事業基本計画』(令和2(2020)年3月)に基づき、計画的に施設整備を進めます。
- 計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、費用負担の平準化に努めます。
- 『和木町簡易水道事業経営戦略』(令和8(2026)年3月)において、簡易水道施設の経営に係る基本方針を定めています。

## 14. 企業会計施設(下水道施設)

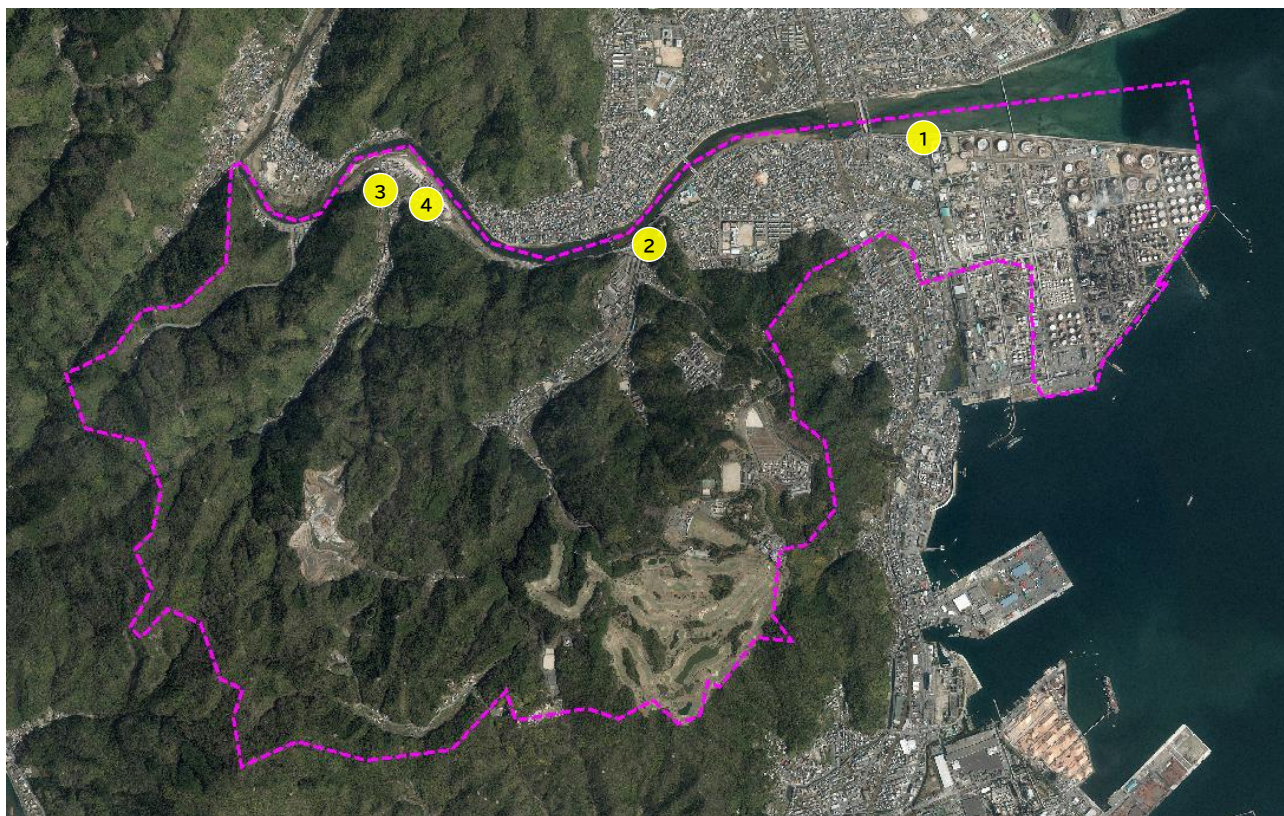
## (1) 施設概要

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	下水道 ポンプ場	ポンプ室	876.07	昭和47年2月28日	現状維持	
		洗砂設備	86.88	平成15年3月10日	廃止	
		脱臭設備機械室	5.76	平成15年3月10日	現状維持	
2	公共下水道 瀬田ポンプ場	ポンプ室	86.05	昭和55年3月31日	現状維持	
3	公共下水道 関ヶ浜ポンプ室	ポンプ室	29.07	昭和53年4月1日	現状維持	
4	関ヶ浜 雨水ポンプ場	関ヶ浜 雨水ポンプ場	104.04	平成4年1月28日	現状維持	

※和木町個別施設計画【令和8(2026)年3月改訂分】より

※方針は和木町個別施設計画における方針

## (2) 施設の位置図



### (3) 施設の現状と課題

- 住民生活に不可欠なライフラインの一つである下水の処理をする場として利用しています。
- 住民生活に直結した施設のため、今後も定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。

### (4) 今後の管理方針

- 簡易水道施設と同様に、計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、ライフサイクルコストの削減と費用負担の平準化に努めます。
- 『和木町下水道事業経営戦略』(令和8(2026)年3月)において、下水道施設の経営に係る基本方針を定めています。

## 15. 一部事務組合

## (1) 施設概要

名称	No.	施設名称	所在市町	建築年度(西暦)	延床面積(m <sup>2</sup> )		構成団体
岩国地区消防組合	1	いわくに消防防災センター	岩国市	2015	8,715.15	11,464.49	岩国市 和木町
	2	中央消防署東出張所	和木町	1973	333.04		
	3	中央消防署南出張所	岩国市	1973	279.00		
	4	中央消防署西分署庁舎		2019	1,445.98		
	5	中央消防署玖北第一出張所		1973	221.08		
	6	中央消防署玖北第一出張所 錦機関員駐在所		2013	89.43		
	7	中央消防署玖北第二出張所		1973	213.94		
	8	中央消防署玖北第二出張所 本郷機関員駐在所		1987	166.87		
玖珂地方老人福祉施設組合	1	久楽荘 東寮	岩国市	1983	1,196.85	6,959.96	岩国市 和木町
	2	久楽荘 西寮		1999	3,660.88		
	3	松風荘		1996	2,102.23		

## (2) 施設の現状と課題

- 本町は、岩国市と2つの一部事務組合を設置しています。

## (3) 今後の管理方針

- 一部事務組合の施設については、構成団体と協議のうえ、施設に関する今後の取組方策を検討し、施設の最適化を図ります。

## 巻末資料

### 1. 更新費用推計条件設定

- (1) 総務省配布ソフト参考による更新費用の条件設定
- (2) 長寿命化を考慮した更新費用の条件設定

### 2. 参考資料等

## 1. 更新費用推計条件設定

### (1) 総務省配布ソフト参考による更新費用の条件設定

総務省配布ソフト(公共施設等更新費用試算ソフト:平成28年度)参考による更新費用シミュレーションの条件設定は、以下のとおりです。なお、近年の物価上昇を鑑みて、更新単価を設定しています。

- 更新費用の推計額

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。

- 計算方法

耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する(延床面積×更新単価)。

- 更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価をもとに用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等を含むものとする。

- 大規模改修単価

建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。

- 耐用年数

標準的な耐用年数とされる60年を採用する。

日本建築学会『建物の耐久計画に関する考え方』より。

- 大規模改修

建築後30年で行うものとする。

- 地域格差

地域差は考慮しないものとする。

- 経過年数が31年以上50年までのもの

今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。

- 経過年数が51年以上のもの

建替え時期(建築から60年)に近いことから、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものとして計算する。

- 耐用年数が超過しているもの

今後10年間で均等に更新するものとして計算する。

- 建替え期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替え期間を3年間として計算する。

- 修繕期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

図表:更新単価

【建物系公共施設】

施設用途	公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)		国交省デフレーターを加味【本計画採用】	
	大規模改修	建替え	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25.0 万円/㎡	40.0 万円/㎡	32.5 万円/㎡	52.0 万円/㎡
社会教育系施設	25.0 万円/㎡	40.0 万円/㎡	32.5 万円/㎡	52.0 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20.0 万円/㎡	36.0 万円/㎡	26.0 万円/㎡	46.8 万円/㎡
学校教育系施設	17.0 万円/㎡	33.0 万円/㎡	22.1 万円/㎡	42.9 万円/㎡
子育て支援施設	17.0 万円/㎡	33.0 万円/㎡	22.1 万円/㎡	42.9 万円/㎡
保健・福祉施設	20.0 万円/㎡	36.0 万円/㎡	26.0 万円/㎡	46.8 万円/㎡
行政系施設	25.0 万円/㎡	40.0 万円/㎡	32.5 万円/㎡	52.0 万円/㎡
町営住宅	17.0 万円/㎡	28.0 万円/㎡	22.1 万円/㎡	36.4 万円/㎡
公園	17.0 万円/㎡	33.0 万円/㎡	22.1 万円/㎡	42.9 万円/㎡
供給処理施設	20.0 万円/㎡	36.0 万円/㎡	26.0 万円/㎡	46.8 万円/㎡
その他	20.0 万円/㎡	36.0 万円/㎡	26.0 万円/㎡	46.8 万円/㎡

【インフラ系公共施設】

施設用途	更新年数	公共施設等更新費用 試算ソフト(総務省)	国交省デフレーターを加味 【本計画採用】
道路	15年	4,700 円/㎡	6,100 円/㎡
橋梁	60年	448.0 千円/㎡	582.4 千円/㎡
上水道(管径により金額が異なる)	40年	100.0~923.0 千円/m	130.0~1,199.9 千円/m
下水道(管径により金額が異なる)	50年	61.0~295.0 千円/m	79.3~383.5 千円/m

※ 国土交通省公表の【建設工事費デフレーター(令和7(2025)年10月31日付け)】より、物価上昇率(1.3)を乗じて、単価を設定しています。(100円未満四捨五入)

## (2)長寿命化を考慮した更新費用の条件設定

長寿命化を考慮した更新費用シミュレーションの条件設定は以下のとおりです。

- 更新費用の推計額

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。

- 計算方法

耐用年数経過後に削減方針の延床面積等で更新すると仮定して計算する(延床面積×更新単価)。

- 更新単価

総務省公共施設等更新費用試算ソフトの建替え単価を使用する。

- 大規模改修単価

建替えの2.5割と想定し、この想定単価を設定する。

- 長寿命化改修単価

建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。

- 耐用年数

長寿命化を考慮した耐用年数を80年とする。

- 大規模改修

建築後20年、60年で行うものとする。

- 長寿命化改修

建築後40年で行うものとする。

- 建替え期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替え期間を3年間として計算する。

- 修繕期間

大規模改修の修繕期間を1年間、長寿命化改修の修繕期間を2年間として計算する。

図表:長寿命化を考慮した更新単価

施設用途	大規模改修	長寿命化改修	建替え
	建替え単価の25%	建替え単価の60%	先述の更新単価 【建物系公共施設】
町民文化系施設	13.0 万円/㎡	31.2 万円/㎡	52.0 万円/㎡
社会教育系施設	13.0 万円/㎡	31.2 万円/㎡	52.0 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	11.7 万円/㎡	28.1 万円/㎡	46.8 万円/㎡
学校教育系施設	10.7 万円/㎡	25.7 万円/㎡	42.9 万円/㎡
子育て支援施設	10.7 万円/㎡	25.7 万円/㎡	42.9 万円/㎡
保健・福祉施設	11.7 万円/㎡	28.1 万円/㎡	46.8 万円/㎡
行政系施設	13.0 万円/㎡	32.1 万円/㎡	52.0 万円/㎡
町営住宅	9.1 万円/㎡	21.8 万円/㎡	36.4 万円/㎡
公園	10.7 万円/㎡	25.7 万円/㎡	42.9 万円/㎡
供給処理施設	10.7 万円/㎡	25.7 万円/㎡	42.9 万円/㎡
その他	11.7 万円/㎡	28.1 万円/㎡	46.8 万円/㎡

※ 総務省『公共施設等更新費用試算ソフト』及び文部科学省『学校施設の長寿命化計画策定に係る手引』を参考にしています。なお、先述のとおり、国土交通省公表の【建設工事費デフレーター(令和7(2025)年10月31日付け)】より、物価上昇率(1.3)を乗じて、単価を設定しています。(100円未満四捨五入)

図表:部位別修繕費単価

部位名称	修繕単価
屋根・屋上	5,700 円/㎡
外壁	12,500 円/㎡
内部仕上	33,200 円/㎡
電気設備	45,600 円/㎡
機械設備	33,600 円/㎡

※ 建築保全センターの『lcc計算プログラム』を参考にしています。

図表:解体費用単価

建物構造	解体費用単価
非木造	35,000 円/㎡
木造	15,000 円/㎡

※ 総務省『公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果』を参考にしています。

## 2. 参考資料等

- (1) 和木町第6次総合計画
- (2) 和木町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (3) 和木町人口ビジョン
- (4) 和木町国土強靱化地域計画
- (5) 和木町都市計画マスタープラン
- (6) 和木町耐震改修促進計画
- (7) 和木町個別施設計画
- (8) 和木町地域防災計画
- (9) 和木町教育振興基本計画
- (10) 和木町学校施設長寿命化計画
- (11) 和木町町営住宅等長寿命化計画
- (12) 和木町橋梁長寿命化修繕計画
- (13) 和木町簡易水道事業経営戦略
- (14) 和木町簡易水道事業基本計画
- (15) 和木町下水道事業経営戦略
- (16) 広島広域都市圏発展ビジョン
- (17) 国勢調査
- (18) 決算統計
- (19) 財政状況資料集
- (20) 財務書類(地方公会計)
- (21) 固定資産台帳(地方公会計)
- (22) 学校施設台帳
- (23) 和木町公共施設地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

# 第2期和木町公共施設等総合管理計画

令和8年3月 策定

和木町 企画総務課

〒740-8501 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号

電話:0827-52-2135(代表)